

令和 7 年度

自 己 点 検 評 価 書

令和 8 (2026) 年 9 月

長野保健医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 内部質保証	11
基準 3. 学生	18
基準 4. 教育課程	38
基準 5. 教員・職員	52
基準 6. 経営・管理と財務	63
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	70
基準 A. 地域・社会貢献	70
V. 特記事項	82
1. IPE・IPW プログラム	82
2. 高校・大学連携事業	82
3. 附属機関における臨地実習	85

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神・大学の基本理念

学校法人四徳学園（以下「本学園」という。）は、「四徳」（しとく：知恵・勇気・節制・正義）を涵養し、「徳風洽四海」（とくふうしかいにあまねく：知識や技能をすべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概をもって社会に貢献する。）の精神を基本として豊かな人間性と医療に関する高い知識・技術を備えた人材を養成することを理念とする。

長野保健医療大学（以下「本学」という。）は、「四徳」を学び、他者に共感し、自己研鑽に励むことにより、「仁心」（じんしん：人を慈しむ心）を醸成・涵養し、保健・医療・福祉の専門職として必要かつ十分な知識と技能である「妙術」（みょうじゅつ：高い知識と技能を備える。）の修得を目指し、生涯にわたり修練と研鑽を重ねる人材の育成を教育理念としている。

2 大学の使命・目的

本学は、人口減少・超高齢化社会が進行し、医療パラダイム（物の見方や捉え方）が「cure」（治す。）から「care」（癒す。）、「patient-centered」（患者本位）と進化し、「行政による規制」から「当事者による規制」へ、「発散」から「統合」へと転換が図られ、「健康寿命の延伸」、「健康増進」、「地域包括ケア」、「専門職連携・協働」が次世代の主要な保健・医療・福祉の課題となる今日において、善き社会人として、多様性を尊重し、探求心をもって、地域の多様なニーズに、他の専門職と連携・協働して対応することができ、生涯にわたって自律的に自己研鑽する専門医療職を育成することを使命としている。

本学が掲げる教育理念である「徳風四海に洽く」と「仁心妙術」に基づき、「地域を担う」、「健康寿命の延伸に寄与する」ための健康な心身と多様性を受容できる豊かな人間性を持った高度専門職人材の教育を目指す。さらに、我が国の保健・医療・福祉の充実発展に寄与するとともに、リハビリテーション科学並びに看護学分野の研究、地域振興・活性化への貢献を目的としている。

3 大学の個性・特色等

本学は、保健科学部、看護学部、大学院、共通教養センター、地域保健医療研究センターを設置し、以下のディプロマ・ポリシー（卒業を認定し、学位を授与するための基本的な方針）のもとに、次世代の保健・医療・福祉を担う人材を育成している。

(1) 「四徳」の体得と「仁心」の醸成

人間社会についての基礎知識の習得、人間・健康・社会についての体系的理解、生命への畏敬の念、人権尊重、多様な価値観や個性を尊重する態度、悩める人の立場を理解し共感できる、豊かな人間性と高い倫理観を醸成する。

(2) 妙術の基盤となる専門知識及び技能の習得

医学・医療の基礎知識、技能の習得に加え、幅広く深い教養、基礎的知識に基づく論理的思考力、判断力、的確な表現能力及び総合的な判断力を習得する。

他職種の学理を理解し、医療連携チームの中核となることができる協調性及びコミュニケーション能力を習得する。

(3) 成長し続ける意志と力の醸成

生涯にわたり専門性を高め、ニーズ・課題に向かう探究心をもって、主体的に学修、研究する能力、地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を醸成する。

(4) 学びの特徴

「地域で学び、地域を学び、地域で育ち、地域が育つ」、「生活基盤を支える」、「地域包括ケアシステムに寄与するチーム医療の中核」となる医療専門職人材の育成である。学びの場を地域に広げ、地域に在住する人々を「生活者」としてとらえ、医学・医療・看護学・リハビリテーション科学の視点から疾病予防、治療、リハビリテーション（心身機能・生活機能回復）、健康増進などの健康課題に取り組み、地域での生活を支える医療専門職チームの中核人材の養成を目指している。

(5) 科目の配置

地域で生活する人々の健康を支える医療専門職の視点を人々の暮らしから学修するための専門科目を配置し、1年次から継続的に地域との関わりを持って、保健科学部と看護学部の学生が協働して地域の健康課題に取り組むために、保健科学部、看護学部に共通科目を配置している。

(6) 専門職連携教育（IPE）

多様な場における専門職連携チームの一員となる力を育てるため、保健科学部、看護学部において保健・医療・福祉の専門職（医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等）が同じ専門科目を担当し、更に保健科学部と看護学部の合同による IPE（Interprofessional Education）関連科目を1～3年次に配置している。

(7) 教養科目

共通教養センターでは、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、「専門科目」の他に、「人類の営みを俯瞰する能力」を培うために、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語に加え、専門科目への導入としての基礎科目による社会人としての教養と責任感、コミュニケーション能力、問題解決能力、能動的学修姿勢を身につける。さらに、社会の諸課題についての基礎的知識を学修し、論理的な思考、判断、的確な表現能力を育て、多様性や個性を尊重する態度を育てている。また、看護学部では生涯学習に取り組む能力開発のために外国語科目を1～4年次に配置している。

(8) 大学院教育

基盤とする学部看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的視野に基づいて幅広い学識を涵養し、研究能力や高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことにより、高度な専門性や研究能力・教育能力を持ち、組織内、医療チーム内の枠を超えて、組織横断的に活動でき、調整力やマネジメント力を発揮できるような人材、及び専門職医療人を育成できる人材養成するために大学院教育を行っている。

(9) 研究活動

地域保健医療研究センターにおいて、地域で生活する人々の健康を支える医療専門職の視点を人々の暮らしから学修するための学問的基盤を強化するための活動を行っている。同センターは、教員の研究活動の支援組織であり、科学研究費補助金の獲得補助を行っている。

(10) 地域連携活動

長野市や飯山市及び地元の川中島町住民自治協議会等と連携協定を締結し、様々な活動を行っている。飯山市とは、市が有する地域在住高齢者の健康データの解析を、長野市とは、スマートシティミッション、放課後子ども総合プランアドバイザー、ゲートキーパー養成講座、スポーツイベントスタッフ参加、発達障害に関する研修会、市保健事業、インターンシップ参加、市立長野高校との高大連携による推薦入試合格者の学力維持向上のための教育などを行っている。川中島町住民自治協議会とは連携して地域高齢者の体力測定会を開催し、高齢者の健康増進活動を行っている。

さらに、フットサルF1のボアルース長野と本学との間で包括連携協定が締結された。互いに「地域密着」を掲げるビジョンに共鳴し、今回の締結に至った。2025年4月23日に締結式が行われ、代表者同士が固い握手を交わした。今後はスポーツを基盤とした人材育成を行い、地域交流等を推進する。

Ⅱ. 沿革

1 本学の沿革

平成 13 (2001) 年 1 月	長野医療技術専門学校設置認可
平成 13 (2001) 年 4 月	長野医療技術専門学校開校 (理学療法学科・作業療法学科) 第 1 期生入学式挙行
平成 17 (2005) 年 3 月	第 1 期生卒業式挙行
平成 17 (2005) 年 9 月	附属リハビリテーションクリニック開院
平成 17 (2005) 年 12 月	大学院入学資格認定 高度専門士の称号付与認定
平成 23 (2011) 年 4 月	開校 10 周年記念誌 発刊
平成 26 (2014) 年 10 月	長野保健医療大学設置認可
平成 27 (2015) 年 4 月	長野保健医療大学開学 初代学長 岩谷力 (保健科学部リハビリテーション学科) 第 1 期生入学式挙行
平成 29 (2017) 年 4 月	長野市立川中島保育園 運営受託
平成 30 (2018) 年 3 月	長野医療技術専門学校 閉校
平成 31 (2019) 年 3 月	第 1 期生学位授与式
平成 31 (2019) 年 4 月	看護学部開設 川中島保育園施設移管 (私立保育所として運営開始)
令和 2 (2020) 年 10 月	大学附属リハビリテーションクリニックを 大学附属整形外科リハビリクリニックに名称変更
令和 3 (2021) 年 4 月	長野保健医療大学大学院 開設
令和 4 (2022) 年 9 月	長野保健医療大学 校歌制定
令和 5 (2023) 年 3 月	川中島保育園閉園
令和 5 (2023) 年 4 月	幼保連携型認定こども園 川中島こども園開園
令和 5 (2023) 年 7 月	2 代学長 田中榮司

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の反映

①学外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の校正と整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学外への周知

以下に示すとおり学内外への周知に努めている。

ア 本学の目的は学則に明記し、本学 HP を通じて公開しており、変更等が生じた場合には、速やかに更新し、学内外へ周知を図っている。また、毎年発行する学生便覧に建学の理念・沿革及び学則を掲載している。

イ 入学式などの大学の行事における理事長及び学長の挨拶等において、大学の基本理念について触れ、内外関係者の理解を深めるようにしている。

②中期的な計画への反映

令和 7 年度に長野保健医療大学中期計画 2025(令和 7)年度～2029(令和 11)年度 5 カ年計画を策定した。この計画の目標の第 1 として「仁心妙術を修得させるための教育力・研究力の向上」が掲げられている。この目標達成の施策の柱が「選ばれる大学となるための教育環境の整備」である。具体的な施策としては、ア 現行カリキュラムの発展的・不断の改訂、イ IPE(多職種連携教育)体制の充実強化、があり、本学の使命・目的及び教育目的は改革の意欲を含めて中期計画に反映されている。

③三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的は、3 つの方針であるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに反映されており、令和 5 年度に 3 つのポリシーを建学の精神まで含めた明確に関連付ける整備を行い、令和 6 年度より新ポリシーに基づく授業をスタートさせた。

ア 保健科学部

(アドミッション・ポリシー)

本学学生は、設立の目的に基づき、「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」で定めた知識・能力等を「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」で定める教育内容・方法等により卒業までに修得する。

そのため、これらの教育に必要な高等学校修了段階の学力を有する人を求める。本学で学ぶために、以下のことを身につけておくこと。

- ・大学教育を受けるに相応しい基礎学力がある：①②
- ・社会への関心を持つ：①③
- ・将来への目的意識を持つ：②③
- ・仲間と協調した行動が取れる：③
- ・努力する意志がある：②③

丸数字は該当する「学校教育を通して育成を目指す資質・能力」を示す

- ①「知識及び技能」②「思考力、判断力、表現力等」
- ③「学びに向かう力、人間性等」

保健科学部は、理学療法士・作業療法士を目指す質の高い保健医療専門職者の育成を目的としていることから、志望動機、職業への理解など目的意識を見極める面接試験を含む入学試験を上記の方針に沿って実施する。

(カリキュラム・ポリシー)

(ア) 基礎知識や幅広い教養を身につける

教養科目に、人文科学、社会科学、自然科学、体育学の各科目を配置した。

(イ) 論理的な思考や判断、的確な表現能力を身につける

導入科目の「大学基礎セミナー」、「理学療法基礎セミナー」、「作業療法基礎セミナー」、「アカデミックリテラシー」、「情報リテラシー」、及び外国語科目を配置した。

(ウ) 医療従事者を志すものとして、高い倫理観を身につける

教養科目の人文科学に「倫理学」を、社会科学に「日本国憲法・法学」を配置し、専門基礎科目の保健医療福祉とリハビリテーションの理念に「生命倫理」を配置し、専門科目に「理学療法倫理・管理学」、「作業療法管理学」を配置した。

(エ) 多様性や個性を尊重する態度を身につける

教養科目の人文科学に「文化人類学」、「異文化理解」を配置し、専門基礎科目の保健医療福祉とリハビリテーションの理念に係る科目を配置した。

(オ) 人間・健康・社会の関係を広い視野から体系的に身につける

専門基礎科目の基礎医学と臨床医学に関係する科目を配置し、専門科目の I P E 関連科目に「健康科学概論」を配置した。

(カ) 専門知識と技術に基づく理学療法・作業療法の実践能力を身につける

専門科目及び臨床実習科目を配置した。

(キ) 地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を身につける

教養科目の人文科学に「信州学」を配置し、専門科目の地域理学療法学に「地域理学療法学Ⅰ・Ⅱ」を、地域作業療法学に「地域作業療法学Ⅰ・Ⅱ」を配置し、臨床実習に「地域理学療法実習」、「地域作業療法実習」を配置した。

(ク) 他職種の学理を理解し、保健医療福祉チームの一員となる力を身につける

専門基礎科目の臨床医学に「栄養管理学」、「救急救命医学」を、保健医療福祉とリハビリテーションの理念に「公衆衛生学」、「言語聴覚療法概論」、「看護学概

論」、「介護学概論」を配置し、専門分野の I P E 関連科目を配置した。さらに、他職種の学理を理解し、保健医療福祉チームの一員になる力を育てるため、看護学部との合同による I P E に関連する科目を 1～3 年次に配置し、4 年次の「地域理学療法実習」、「地域作業療法実習」により現場における連携について学修する。

(ケ) 理学療法学・作業療法学の研究能力を身につける

専門科目の基礎理学療法学に「理学療法研究法Ⅰ・Ⅱ」、「理学療法研究法演習（卒業研究）」基礎作業療法学に「作業療法研究法Ⅰ・Ⅱ」、「作業療法研究法演習（卒業研究）」を配置した。

(コ) 自律的な学習能力を身につける

全ての科目に共通する。また、外国語科目に関しては、1～3 年次にわたり「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「医学英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置した。

(ディプロマ・ポリシー)

(ア) 基礎となる知識を用いて論理的に分析・判断し、的確に表現する能力を有する

(イ) 生命への畏敬の念、人間尊重の態度を有する

(ウ) 人間・健康・社会の関係を幅広い視野から体系的に理解し、地域を知り、専門知識・技術を基盤とした実践能力を有する

(エ) 保健医療福祉に関わるチームの一員として、多職種と連携・協力できる能力を有する

(オ) 生涯にわたり専門性を高め、継続的に理学療法学・作業療法学を探究する力を有する

イ 看護学部

(アドミッション・ポリシー)

本学学生は、設立の目的に基づき、「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」で定めた知識・能力等を「カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」で定める教育内容・方法等により卒業までに修得する。

そのため、これらの教育に必要な高等学校修了段階の学力を有する人を求める。本学で学ぶために、以下のことを身につけておくこと。

・大学教育を受けるに相応しい基礎学力がある：①②

・社会への関心を持つ：①③

・将来への目的意識を持つ：②③

・仲間と協調した行動が取れる：③

・努力する意志がある：②③

丸数字は該当する「学校教育を通して育成を目指す資質・能力」を示す

①「知識及び技能」②「思考力、判断力、表現力等」
③「学びに向かう力、人間性等」

看護学部は、看護師・保健師を目指す質の高い保健医療専門職者の育成を目的としていることから、志望動機、職業への理解など目的意識を見極める面接試験を含む入学試験を上記の方針に沿って実施する。

(カリキュラム・ポリシー)

- (ア) 基礎となる知識や幅広い教養を身につける
教養科目に、人文科学、社会科学、自然科学、体育学の各科目を配置し、専門基礎科目に「健康科学概論」、「保健医療福祉行政論」を配置した。
- (イ) 論理的な思考や判断、的確な表現能力を身につける
導入科目に「大学基礎セミナーⅠ」、人文科学に「大学基礎セミナーⅡ（国語）」、自然科学に「大学基礎セミナーⅢ（情報）」を配置し、外国語科目を配置した。
- (ウ) 医療従事者を志すものとして、高い倫理観を身につける
教養科目の人文科学に「倫理学」、「心理学」、「哲学」を、社会科学に「日本国憲法・法学」を配置し、専門基礎科目に「生命倫理」、「臨床心理学」を配置した。
- (エ) 多様性や個性を尊重する態度を身につける
導入科目に「大学基礎セミナーⅠ」を、教養科目の人文科学に「文化人類学」を配置し、専門科目の臨地実習に「早期体験実習」を配置した。
- (オ) 人間・健康・社会の関係を広い視野から体系的に身につける
教養科目の人文科学に「人間関係論」、社会科学に「教育学」、自然科学に「加齢の科学」を配置し、専門基礎科目の環境と健康に「健康科学概論」、「保健医療福祉行政論」を配置した。
- (カ) 専門知識と技術に基づく看護実践能力を身につける
モデル・コア・カリキュラムを参照し、専門基礎科目、専門科目、臨地実習を構成した。
- (キ) 地域の課題に積極的に関わり地域に貢献する職業人としての意識を身につける
教養科目の人文科学に「信州学」、自然科学に「ヒトと自然の共生」を配置し、専門科目の臨床実習に「領域別実習」、「統合実習Ⅱ」を配置した。
- (ク) 多様な場における多職種連携チームの一員となる力を身につける
専門科目に「IPW論」、「IPW方法論」（IPE関連科目）、「統合実習Ⅰ（管理実習）」、「統合実習Ⅱ（地域包括ケア）」、「災害看護学」、「国際看護学」を配置した。さらに、多様な場における多職種連携チームの一員になる力を育てるため、保健科学部との合同によるIPEに関連する科目を1～3年次に配置し、4年次の「統合実習Ⅰ（管理実習）・Ⅱ（地域包括ケア）」により現場における連携について学修する。
- (ケ) 看護研究能力を身につける
専門科目に、「看護研究法」、「看護課題探求Ⅰ」、「看護課題探求Ⅱ」、「看護の専門と発展」を配置した。
- (コ) 自律的な学習能力を身につける
全ての科目に共通する。また、外国語科目に関しては、1～4年次にわたり「英語Ⅰ（読む・書く）」、「英語Ⅱ（聞く・話す）」、「英語Ⅲ」、「医学英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置した。

(ディプロマ・ポリシー)

- (ア) 基礎となる知識を用いて論理的に分析・判断し、的確に表現する能力を有する
- (イ) 生命への畏敬の念、人間尊重の態度を有する
- (ウ) 人間・健康・社会の関係を幅広い視野から体系的に理解し、地域を知り、専門知識・技術を基盤とした看護実践能力を有する
- (エ) 保健医療福祉に関わるチームの一員として、多職種と連携・協力できる能力を有する
- (オ) 生涯にわたり専門性を高め、継続的に看護学を探究する力を有する

ウ 大学院

(アドミッション・ポリシー)

本大学院は建学の精神である「徳風四海に洽（あまね）く」と「仁心妙術」を重んじ、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することを使命としており、以下のような要件を備えた意欲的な学生を求める。

- (ア) 保健医療福祉分野において学士程度以上の基礎的な学力と技術を有する人
- (イ) 保健医療福祉分野における管理者、高度専門職業人又は教育者を目指す人
- (ウ) 地域の保健医療福祉に関心を持ち、研究を通じてその向上に寄与したいと志す人

(カリキュラム・ポリシー)

本研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、教育課程を高度な専門職医療人の基盤となる科目を配置する「共通科目」、看護・リハビリテーション領域として医学、看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的な保健学の知識を学修し、専門分化した内容をさらに探求するための「専門科目」、共通科目と専門科目で培った能力により科学的かつ包括的に分析し修士論文の作成として集大成を図る「特別研究科目」の科目区分とする。

「共通科目」では、高い倫理観を身につける科目として「医療倫理学」、多職種と連携する力を身につける科目として「多職種連携論」、広範な知識を身につける科目として「医療英語研究」、「医療コミュニケーション論」、「保健医療マネジメント論」、研究遂行に必要な能力を身につける科目として「応用統計学」、「保健医療研究法」、教育に必要な能力を身につける科目として「保健医療教育論」、「保健医療教育実践論」を配置した。

「専門科目」では、保健学に関する幅広く深い知識を身につける科目として「保健学総論」、「ケア提供システム特論」、「人間発達ケア特論」、「健康コミュニティ特論」、議論を展開し考えを共有し説明できる能力を身につける科目として「ケア提供システム演習Ⅰ・Ⅱ」、「人間発達ケア演習（理学療法学）Ⅰ・Ⅱ」、「人間発達ケア演習（作業療法学）Ⅰ・Ⅱ」、「人間発達ケア（看護学）Ⅰ・Ⅱ」、健康コミュニティ演習Ⅰ・Ⅱ」を配置した。

「特別研究科目」では、仮設の設定や検証を行い批判的・創造的な分析や総合化を行い、研究を遂行する能力を身につける科目として「保健学特別研究」を配置した。

学修評価については、期末試験、レポート、課題のプレゼンテーションやディスカッションの内容等を個別に評価し、個別の評価結果を重みづけして総合評価し、重みづけの程度は、シラバスに明記する。

(ディプロマ・ポリシー)

- (ア) 高度専門職業人に必要な広範な知識及び後進を育成する能力を有する
- (イ) 組織内の他の専門職との議論を通じて考えを共有できる能力を有する
- (ウ) 課題を的確に把握し、科学的根拠に基づいた研究を遂行する能力を有する

④教育研究組織の構成と整合性

本学の教育研究組織は、保健科学部、看護学部、大学院、共通教養センター、地域保健医療研究センター及び図書館から構成しており、各組織の運営上の重複はなく、教育研究面では情報交換を密にして相互に補完し合う関係性を構築しているため、組織の整合性は充分とられている。

⑤変化への対応

使命・目的は開学時から大きな変更はないが、社会情勢や社会ニーズは常に変化し続けており、それらの状況の変化に迅速に対応できるよう、月例の運営会議にて経営側と教学側が常に連携を保っている。

[基準1の自己判定]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の建学の精神は不変的なものであり、本質であると言える。本学の建学の精神は教職員のみならず、学生や保護者にとっても分かりやすく簡潔に表現されており、今後もこの精神に則った使命を遂行する。さらに、本学の使命・目的は開学時から一貫しており、その使命・目的に沿った教育研究上の目的を掲げ実施してきている。これらは、学生便覧、大学ホームページ等に提示し、学内外へ周知している。

本学の理念・目的のひとつである地域貢献については、地域保健医療研究センターを中心として活動を計画的に実施し、成果を上げている。具体的には体力測定会や学園祭への地域住民の参加、経年的な検診データによる住民の健康管理など多岐にわたる。検診データについては論文文化も行っており学術的なアプローチも欠かしていない。近年開始された地域貢献としては、受刑者の社会復活に向けた作業療法を開始し、法務省との協力で順調に進んでいる。また、プロフットサルチームと協定を結んで理学療法の指導を行うことも特色ある取り組みと言える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の目的と使命は教育基本法及び学校基本法に則り、「四徳」の精神と「仁心妙術」という本学の個性、特色を明示している。これらの使命・目的を反映させるため、理事会、評議員会、運営会議、部門長会議、教授会、学科会議、専攻会議を通じて役員、教職員と理解を共有し、本学 HP を通じて学内外へ周知を図っている。さらなる課題としては、3つのポリシーの使命・目的をカリキュラムに反映させ、各ポリシーを達成させるため、上記の教育研究組織の更なる整備を進めている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み

社会情勢の変化や大学を巡る状況に迅速かつ適切に対応し、社会のニーズに応えるために今後も大学の使命・目的を的確に遂行していく。ここにはより緊密な地域との交流が必要となる。

地域貢献には教職員のみならず学生の積極的な参加が理想であり、教育的効果が高まる。積極的な参加者の確保が今後の課題の一つである。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2025 年度に本学の教学マネジメント会議を立ち上げた。マネジメント会議は、本学における教育の質保証及び向上を図るため、学長の統括の下、教学に関する企画と調整を行い、もって本学教育の発展及び学習の充実に寄与することを目的とする。

ここで、教学マネジメントとは大学がその教育目標を達成するために行う管理運営をいう。また、教育の内部質保証は、大学が自立的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究等について、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことをいう。

IR は Institutional Research（機関調査、機関研究）をいい、大学が自機関に関する情報の一元的な収集、調査及び分析を実施する機関のことをいう。教学 IR は、このうち、教育や研究に関する様々な計画立案、政策形成意志決定を円滑に行うことを支援するための情報提供を目的として行われるものをいう。

マネジメント会議の業務を円滑に行うため、マネジメント会議に次に掲げる 2 部会を置く。①教育マネジメント推進部会は 教学 IR 推進部会から提供される情報に基づき本学の教育及び研究の状況に関する継続的な点検評価を行い、その改善・向上に向けた取り組みを行う。②教学 IR 推進部会は、本学の教育及び研究に関する様々な計画立

案、政策形成、意志決定を円滑に行うことを支援するため、データの収集、分析、検証を行う。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学生の学習成果の評価（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などをアセスメントポリシーとして定めた。

アセスメント・ポリシーの目的は、教育の質を向上させるため教育改善の取り組みを継続的に実施すること、さらに、これら取り組み状況及び成果を適切に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすことである。

アセスメントの方法として、大学全体、学部・学科・専攻・科目の各段階における観点を踏まえた評価項目、評価時間を別表（表 1）に定めている。アセスメントは、成績、GPA、進級・卒業状況、授業外学習時間、授業評価アンケート、その他の結果のデータを活用して、多角的かつ総合的に実施する。

(表 1) 評価項目及び評価時期

区分	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後
観 点	・アドミッション・ポリシーを満たす学生が選抜されているか。	・ディプロマ・ポリシーに定めた能力を修得するのに相応しいカリキュラムの体系が整備されているか。 ・カリキュラム・ポリシーに 則った学修が適切に進められているか。 ・ 厳正な単位認定・進級判定が行われている。	・ディプロマ・ポリシーに定めた能力を修得した人材が育成されているか。
大 学 レ ベル	・各種入学者選抜試験結果 ・入学手続き状況 (入学者数／応募者数) ・新入生ガイダンス等に関する新入生アンケート ・入試方法・体制に関する教職員アンケート ・入学前教育に関するアンケート	・進級率、休学率、退学率 ・G P A (半期／単年度) ・授業評価アンケート ・大学生生活アンケート (授業外学修時間、課外活動(部活動・アルバイト等)の時間等)	・ディプロマ・ポリシーに定めた資質・能力の達成状況の評価 ・学位授与率(修業年限期間内に卒業する学生割合) ・就職率 ・国家試験合格率 ・卒業時アンケート ・卒業生アンケート ・学生の就職先を対象にしたアンケート
学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻 レ ベル	・調査書等の記載内容 (高校成績、志望動機、欠席状況、担任評価等) ・各種入学者選抜試験結果 ・高校での成績・出欠状況と入学してからの GPA の関係	・進級率、休学率、退学率 ・G P A (半期／単年度) ・授業評価アンケート ・大学生生活アンケート (授業外学修時間、課外活動(部活動・アルバイト等)の時間等) ・基本的な知識を評価するコンピュータ試験 ・基本的な臨床能力を評価する客観的臨床能力試験	・学部単位でのディプロマ・ポリシーに定めた資質・能力の達成状況の評価 ・修業年限期間内に卒業する学生の割合(学位授与率) ・就職率 ・大学院進学率 ・国家試験合格率 ・卒業時アンケート ・卒業生アンケート ・学生の就職先を対象にしたアンケート

科目レベル		・ 出席状況 ・ 科目 G P A ・ 成績分布 ・ 授業評価アンケート	
-------	--	---	--

② I R (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

I Rは、機関に関する情報の調査分析を行う部門で、機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策決定意志決定を円滑に行うことを可能にする。本大学では、事務局企画部がデータの処理を行う。集積するデータの項目はあらかじめマネジメント会議で決定し、企画部に自動的に集積される。アセスメント・ポリシーの評価項目は、表（表2）に示した。

（表2）

番号	時 期	評 価 項 目	データ等 管理部署	対応済	未対応	優先 順位
1	入学前	調査書等の記載内容（高校成績、志望動機、欠席状況、担任評価等）	学務部	○		
2	入学時 在学中	高校での成績・出欠状況と 入学してからのGPAの関係	学務部	○	○	
3	入学時	各種入学者選抜試験結果	学務部	○		
4	入学時	入学手続き状況（入学者数／応募者数）	学務部	○		
5	入学時	新入生ガイダンス等に関する新入生アンケート	学務部		○	
6	入学時	入試方法・体制に関する教職員アンケート	学務部	△		
7	入学時	入学前教育に関するアンケート	高大連携 検討会議	○		
8	在学中	進級率、留年率（休学率）、退学率	学務部	○		
9	在学中	G P A（半期／単年度）	学務部	○		
10	在学中	授業評価アンケート	F D S D 委員会	○		
11	在学中	大学生活アンケート 課外活動の時間等 授業外学修時間	学生委員会	○	○	

12	在学中	基本的な知識を評価するコンピュータ試験 (C B T)	理学療法学 専攻	○		
			作業療法学 専攻		○	
			看護学科		○	
13	在学中	基本的な臨床能力を評価する客観的臨床能力試験 (O S C E)	学科・専攻	○		
14	在学中	出席状況	学科・専攻	○		
15	在学中	成績分布	大学、学科・専攻		○	
16	卒業時	ディプロマ・ポリシーに定めた資質・能力の達成状況の評価	大学、学科・専攻		○	
17	卒業時	学位授与率（修業年限期間内に卒業する学生割合）	学務部	○		
18	卒業時	就職率	学務部	○		
19	卒業時	国家試験合格率	学科・専攻	○		
20	卒業時	卒業時アンケート			○	
21	卒業時	大学院進学率	学務部	○		
22	卒業後	卒業生アンケート			○	
23	卒業後	学生の就職先を対象にしたアンケート			○	

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

令和5年度から学生委員会が主体となり、「学生満足度・学生生活実態調査」を実施している。令和5年度、6年度の回答率は20%程度であったが、令和7年度は調査時期を年間スケジュールに合わせて変更するなど工夫した結果、回答率は35%に向上した。過去3年の調査結果からは学生の満足度・学生生活において、概ね満足・良好な生活実態が得られた。自由記述記載には、学習環境への要望事項なども散見されたため、関係部局と情報共有を行い、令和6年度に学生会室を設置することで、学生の要望の一つに応えることができた。

また、常設の相談受付箱を用意して随時、学生からの意見・要望をくみ上げている。それらの意見・要望への対応は、学生委員会が担当し、教務委員会や事務局と緊密に連携を図り、個人の意見・要望に対しては、個別に、大学全体への意見・要望に対しては、掲示で回答するなど適切に対処している。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用（総務部）

本学では自己点検評価の客観性を担保するため、学外者に参画いただける制度への改善を行い、一般社団法人長野県理学療法士会の協力を得て、客観的な視点からの意見聴取を行う体制を整えた。また、後援会開催時に保護者の意見を聴取している。

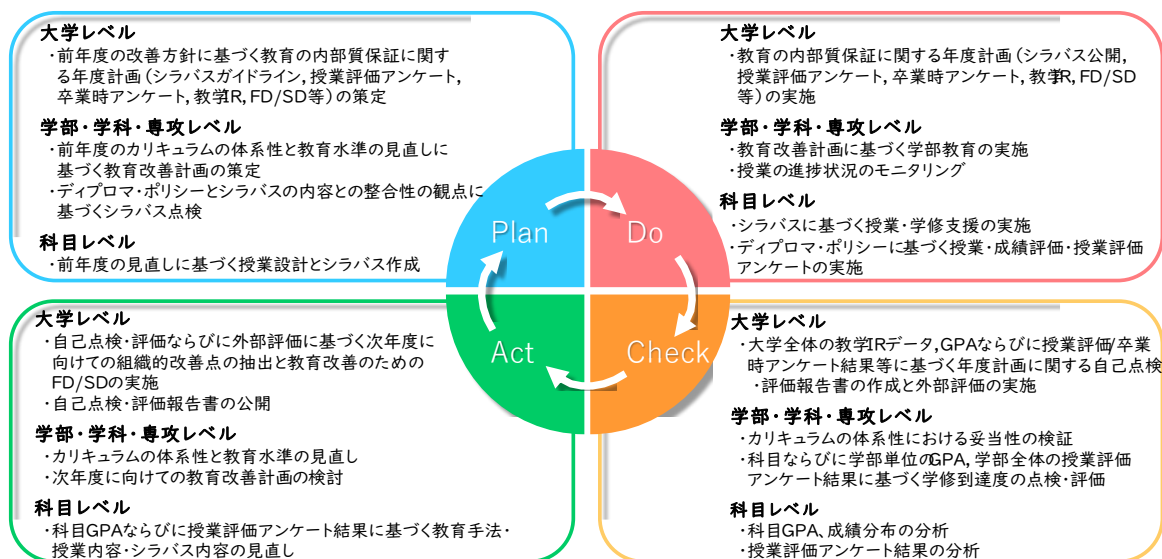
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

本学の教育の内部質保証に関するPDCAサイクル図を（図1）示した。Plan、Do、Check、Actのそれぞれについて、大学レベル、学部・学科・専攻レベル、科目レベルに分けて計画、実施、評価、改善を行うよう計画した。PDCAサイクルについても、学長を中心にマネジメント会議がこれを統括しており、PDCAの機能性は保たれる。

(図 1)

別図 長野保健医療大学 教育の内部質保証に関するPDCAサイクル図

2026.07.06



[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、2025 年度に教学マネジメント会議を立ち上げた。マネジメント会議は、本学における教育の質保証及び向上を図るため、学長の統括の下、教学に関する企画と調整を行い、もって本学教育の発展及び学習の充実に寄与することを目的とする。まだ活動が開始されたばかりであるが、この会議は職員に幅広く理解されており、責任体制も明確であることから、順調に機能すると予測される。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で見発された課題など

教育の内部質保証は、大学が自立的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究等について、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことをいう。

マネジメント会議の業務を円滑に行うため、マネジメント会議に次に掲げる 2 部会を置いた。①教育マネジメント推進部会は教学 I R 推進部会から提供される情報に基づき本学の教育及び研究の状況に関する継続的な点検評価を行い、その改善・向上に向けた取り組みを行う。②教学 I R 推進部会は、本学の教育及び研究に関する様々な計画立案、政策形成、意志決定を円滑に行うことを支援するため、データの収集、分析、検証を行う。

自己点検・評価委員会を中心に内部質保証体制を整備し、委員会構成や責任体制を見直しながら継続的に改善を進めていく。I R 部門によるデータ収集・分析、授業評価の

実施結果を全学で共有し、教育・運営改善に活用を推進していく。内部質保証に関する P D C A サイクル図は、図 1 に示した。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

学部・研究科では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを基盤に P D C A サイクルを確立する。事業改善シートを用いた取り組みも定着しており、IPE の推進に向けて全学的な検証体制を強化し、実習内容の改善を図る。これらにより、多層的な点検と明確な責任体制の機能を確認する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、我が国の保健・医療・福祉に貢献することを目的とし、「四徳」の精神を礎とした崇高な理念のもとに「仁心妙術」を育む教育理念のもとに、アドミッション・ポリシーを明示している。

本学のアドミッション・ポリシーは、保健科学部、看護学部、大学院とも本学 H P、大学案内及び学生募集要項に掲載しており、本学への入学を希望する受験生や保護者、社会人、高等学校進路指導担当教諭等多数の人々が閲覧できるよう様々な手法により公開している。

また、学内で実施されるオープンキャンパスや大学見学会、学外における進学相談会や模擬講義等においても説明し、周知に努めている。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部では、アドミッション・ポリシーに基づき、総合型選抜 A0 方式、学校推薦型選抜指定校制及び公募制、総合型選抜自己推薦方式及び社会人対象、一般選抜独自方式、一般選抜共通テスト利用方式による選抜試験を実施している。大学院では、一般入学試験、社会人入学試験を実施している。

このように多様な入試方法を実施することにより、志願者の受験選択の機会を増やし、アドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ学生を多数確保するよう努めている。

入学試験実施及び検証については、以下の通りである。

ア 各入学試験の実施内容

学科試験は、各入学試験の特色に応じて、国語、英語、数学・理科など教科試験又は小論文試験を実施し、基礎学力、論理的思考力を評価する。

面接試験においては、志願者の本学入学への能力、意欲、関心、目的意識、適性等を多面的、総合的に評価している。

学科試験、面接試験及び課題レポートに基づくプレゼンテーションを総合的に評価することにより、本学のアドミッション・ポリシーに適う入学者を選抜することができる。

イ 各入学試験の合否判定

学部では、各入学試験区分における合否判定について、学務部において合否判定資料(学科試験及び面接試験による得点一覧表)を作成し、入試委員会による入試判定会議において合否判定を行なった後、教授会に報告している。

大学院では、学務部において合否判定資料(学科試験及び面接試験による得点一覧表)を作成し、研究科委員会において合否判定を行っている。

合否発表については、入学試験区分ごとに合否結果を本人宛に郵送する他、本学 HP で合格者の受験番号が確認できる体制を整えている。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 8（2026）年度の各入学試験区分における入学試験状況は、下記の表の通りである。【表 2-1】

保健科学部リハビリテーション学科は、開学以来、受験者数及び適正な入学者数を確保しているが、作業療法学専攻は専門職の特色等が高校生に十分浸透するに至らず、受験者数が伸び悩むことに伴い、入学者数が確保できていない年度が複数回あった。このことを改善するために、大学独自に理学療法と作業療法の関わりや違いを取り上げたパンフレットを作成し、作業療法の浸透を受験生に図った結果、近年は受験者数、入学者数も増加しその成果が現れていた。しかし、令和 6 年度、令和 7 年度入学試験においては、若干数ではあるが、定員を下回る結果となった。令和 8 年度は、ここ数年の広報活動の成果により、理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに定員を確保できた。

看護学部においては、学部開設以来、3 期生までは受験者数及び定員を上回る入学者数を確保してきたが、3 期生で定員を大幅に上回る入学者数となった反動が令和 4 年度に起き、開設以来初めての定員を下回る入学者となった。さらに令和 5 年度に続き 6 年度も定員を下回ることとなった。しかし令和 7 年度においては、A0 入試から多くの志願があり、4 年ぶりに定員を上回る入学生を確保することができ、さらに令和 8 年度においても定員を確保することができた。

したがって、令和 8 年度学部入学生は、5 年ぶりにすべての学科・専攻で定員を上回る入学生を迎えることができた。

長野保健医療大学

この要因としては、「高等教育修学支援制度」により家計負担がさらに軽減されてきたこと、本学の特徴である「IPW が学べる」という優位性が浸透してきたことが考えられる。

大学院では、開設以来定員を満たすことができない状況が続いている。社会人入学者を増やすために現職者(看護師、理学療法士、作業療法士)への大学院進学のメリットを専門学校、学部卒業生に浸透させることのほか、学部生にも同様に告知し入学希望者を増やす方策を実施する。

【表 3-1】長野保健医療大学 令和 8 (2026)年度 入学試験結果

保健科学部リハビリテーション学科

理学療法学専攻：入学定員 40 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
学校推薦型選抜 指定校制		11月 15日	8	8	8	0	0	1.0	8	2
学校推薦型選抜 公募制	計 20	11月 15日	32	32	11	0	0	2.9	11	3
総合型選抜自己 推薦方式Ⅰ期	4	12月 13日	20	19	13	0	0	1.5	12	4
一般選抜Ⅰ期	12	2月1 日	30	30	16	0	0	1.9	11	6
一般選抜Ⅱ期	4	2月 21日	5	5	1	0	0	5.0	0	0
一般選抜共通テ スト利用Ⅰ期	4	1月 17・18 日	34	34	18	0	0	1.9	3	1
一般選抜共通テ スト利用Ⅱ期	若干名	1月 17・18 日	6	6	2	0	0	3.0	1	1
一般選抜共通テ スト利用Ⅲ期	若干名	1月 17・18 日	2	2	1	0	0	2.0	1	1
総合型選抜自己 推薦方式Ⅱ期	若干名	3月 11日	2	2	1	0	0	2.0	1	0

長野保健医療大学

総合型社会人対象Ⅰ期	若干名	11月15日	0	0	0	0	0	---	0	0
総合型社会人対象Ⅱ期	若干名	2月1日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	40		139	138	71	0	0	2.1	48	18

作業療法学専攻：入学定員 40 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
学校推薦型選抜指定校制		11月15日	12	12	12	0	0	1.0	12	12
学校推薦型選抜公募制	計 20	11月15日	24	24	18	6	0	1.3	18	12
総合型選抜自己推薦方式Ⅰ期	4	12月13日	12	11	5	1	0	2.2	4	2
一般選抜Ⅰ期	12	2月1日	18	18	9	2	0	2.0	3	3
一般選抜Ⅱ期	4	2月21日	4	4	1	0	0	4.0	0	0
一般選抜共通テスト利用Ⅰ期	4	1月17・18日	27	27	16	0	0	1.7	6	4
一般選抜共通テスト利用Ⅱ期	若干名	1月17・18日	6	6	1	0	0	6.0	0	0
一般選抜共通テスト利用Ⅲ期	若干名	1月17・18日	1	1	1	0	0	1.0	0	0
総合型選抜自己推薦方式Ⅱ期	若干名	3月11日	1	1	1	0	0	1.0	1	0
総合型社会人対象Ⅰ期	若干名	11月15日	0	0	0	0	0	---	0	0
総合型社会人対象Ⅱ期	若干名	2月1日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	40		105	104	64	9	0	1.8	44	33

長野保健医療大学

リハビリテーション学科合計	244	242	135	9	0	1.9	92	51
---------------	-----	-----	-----	---	---	-----	----	----

看護学部看護学科：入学定員 80 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
総合型選抜A0方式	8	10月18日	20	20	19	0	0	1.1	18	15
学校推薦型選抜 指定校制		11月15日	23	23	23	0	0	1.0	23	21
学校推薦型選抜 公募制	計 24	11月15日	11	11	8	0	0	1.4	8	6
総合型選抜自己 推薦方式Ⅰ期	8	12月13日	14	14	11	0	0	1.3	7	5
一般選抜Ⅰ期	24	2月1日	38	37	28	0	0	1.3	14	11
一般選抜Ⅱ期	8	2月21日	4	4	2	0	0	2.0	1	1
一般選抜共通テスト利用Ⅰ期	8	1月17・18日	77	77	65	0	0	1.2	14	10
一般選抜共通テスト利用Ⅱ期	若干名	1月17・18日	5	5	4	0	0	1.3	0	0
一般選抜共通テスト利用Ⅲ期	若干名	1月17・18日	3	3	2	0	0	1.5	0	0
総合型選抜自己 推薦方式Ⅱ期	若干名	3月11日	1	1	0	0	0	---	0	0
総合型社会人対象Ⅰ期	若干名	11月15日	0	0	0	0	0	---	0	0
総合型社会人対象Ⅱ期	若干名	2月1日	0	0	0	0	0	---	0	0
合計	80		196	195	162	0	0	1.2	85	69
保健科学部・看護学部総合計			440	437	297	9	0	1.6	177	120

※出願者・受験者には第2・3志望者も含む

大学院保健学研究科：入学定員 8 名

試験区分	募集人員	試験日	出願総数	受験者総数(a)	合格者(b)	うち第2・3志望合格	追加合格者	倍率(a)/(b)	入学者	(うち女子)
一般入試Ⅰ期	若干名	11月8日	0	0	0	0	0		0	0
社会人Ⅰ期	若干名	11月8日	2	2	2	0	0	1.0	2	1
一般入試Ⅱ期	若干名	1月10日	0	0	0	0	0		0	0
社会人Ⅱ期	若干名	1月10日	0	0	0	0	0		0	0
大学院合計			2	2	2	0	0	1.0	2	1

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア 保健科学部

(ア) 基礎セミナーにおける導入教育

1年次の各専攻「基礎セミナー」を導入教育科目と位置付けている。少人数単位のグループワークを主体として、基礎的なスタディスキルを身につけ、対人関係における協調性を養い、知的探究心を持って各専攻に関係する課題の解決を図る経験を通して、学修活動への円滑な導入と動機付けを図った。

(イ) クラス担任制

1年次から4年次まで、原則として同一の専任教員が4年間クラス担任として、定期的なホームルームの開催と個人面談などにより、個々の学生の学校生活全般及び学業面における学生の状況を把握し、必要に応じた種々のサポート及び指導を行う。学生の状況把握に基づく情報を関係する教職員間で共有し、対応に齟齬が生じないように配慮した。

(ウ) オフィスアワー

各教員のオフィスアワーは、教員研究室前に掲示して学生に周知しているが、多くの教員はオフィスアワー以外の時間にも、可能な限り学生に対応している。このため、学生が研究室を訪れる頻度が高く、学修に関すること以外にも、様々な相談に応じた。

(エ) カウンセリング

学生生活における種々の相談に応じるため、公認心理師によるカウンセリングを行っている。公認心理師は外部の者に委嘱し、中立的な立場として相談を受けている。

(オ) 図書館の利用、文献検索の方法のガイダンスの実施

図書館の利用方法については、1年次の各専攻「基礎セミナー」において長野保健医療大学図書館利用案内を配布するとともに、図書館職員によるガイダンスを行っている。また、文献検索の方法についても同様に「基礎セミナー」内で説明し、支援を行っている。

(カ) 国家試験に関連する学修支援

国家試験への対応はクラス担任が中心となり、数回の模擬試験の結果を分析しながらグループ学修、習熟度に応じた個別指導等を行っている。

職員はグループ学修のための教室確保、模擬試験受験に関する手続き、受験願書の一括申請手続き等の支援を行った。

(キ) 学外実習に関連する学修支援

実習開始前に、「臨床実習の手引き（マニュアル）」を用いて、実習の目的と意義、習得内容、提出課題、注意事項等を徹底して把握させる。また、実習施設の指導者と「臨床実習指導者会議」を開催し、指導者に各実習のねらいを理解してもらっている。過去、指導者を招いての臨床実習指導者会議を開催し、指導者と学生が面談を実施する機会を設けていたが、新型コロナウイルス流行以降はWeb会議システムを活用した会議を開催した。臨床実習中の宿舍との契約手続きなどは職員が支援を行った。

イ 看護学部

学生への学修支援は、教務委員会及び学生委員会が中心となり、主として教育課程内外の教育を担う教員と学修に必要な手続き等を担う職員が協働して行っている。看護学部は、「地域で学び、地域を学ぶ」を学びの特長としており、人々の健康生活をサポートするチームの中心となって働く「ゆるやかで、おおらかな看護師・保健師」を育てることを目指している。これらを実現するために、看護学部では次のような学修支援を行った。

(ア) 学生オリエンテーションの実施

令和7年度の前・後期開始時の学生オリエンテーションは対面で実施した。

新入生に対しては、大学案内や学生便覧、シラバスを用いて、看護学部の学びの特長やカリキュラム、履修方法の説明を行い、入学した学生が戸惑うことなく履修を始められるよう支援に努めた。また、在学生に対しては、学修に関する理解が深まるように、学生便覧、シラバス、学部独自の資料を活用して、4年間のカリキュラムと保健師教育の選択課程、専門職連携教育などの説明を行った。

(イ) 初年次教育におけるスタディ・スキルの涵養

初年次の導入科目「大学基礎セミナー」においては、学修に必要な基礎的知識を教授し、それらを実際に活用していけるように演習やグループワークを多く取り入れている。この初年次導入科目は、学生が演習やグループワークに取り組むことによって、学修活動と学生間の関係構築の導入となることを目指した。

(ウ) オフィスアワーの設定

全教員が週120分のオフィスアワーを設けて、学生に対応した。

各教員のオフィスアワーは学生用情報システム「Active Academy」を通じて学生に周知するとともに、学生オリエンテーションで一覧表を配付した。その際、学修をめぐる質問や相談がある学生は、所属する学部に限らず希望する教員のもとを訪れることができる旨を、全学年の学生に伝えた。実際には、学部の全教員がオフィスアワーに限定することなく、研究室在室時には訪れた学生に積極的に対応している。

(エ) アドバイザー制度の導入

少人数の学生グループに対して一人の教員がアドバイザーとなり、よりきめ細かい学修支援を行っている。アドバイザーの教員は、「看護学部アドバイザー制度の手引き」に従って、履修登録の相談や学修方法などに関する助言や指導、履修状況・出席状況の確認などを行った。

学生が履修に関する質問のために事務局を訪れた際は、事務局の業務として回答可能な場合は事務局職員が対応し、それ以外の場合は学生の了解を得て、アドバイザー教員もしくは学生部長に連絡するなど連携して対応した。各学期末には、成績不振の学生と面談して学修支援を行った。また、科目責任者や事務局と情報共有しながら、欠席が続いている学生との面談を行い学修継続につなげた。

アドバイザー制度の運用については、年3回の定例会議（7・1・2月）を開催して、運用の見直しや学生情報の共有を図るなどして、学生の学修支援に資する制度となるように努めた。なお、学生情報の共有を図る際には、個人のプライバシー保護に十分配慮している。

(オ) 学生相談窓口の活用

本学には、学生相談窓口が設置されており、大学生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとの相談、学業、健康、進路、人付き合いのこと、各種のハラスメントなど、学生のさまざまな相談に応じている。また、アドバイザーの教員が学生と面談する過程で、学生がカウンセリングを受けることを希望した場合は、学生部長を通じてカウンセラー（外部委託、公認心理師）にカウンセリングを依頼している。

(カ) 図書館の利用・文献検索の方法のガイダンス実施

学修には必須となる図書館の利用方法・文献検索方法については、入学直後の新入生オリエンテーションで説明するだけでなく、導入科目「大学基礎セミナー」で司書が説明を行っている。そして、司書の説明のあと、学生が実際に文献検索や文献レビューを経験し、学修活動に活かしていけるように努めた。

(キ) 学修支援・学修環境に対する意見の把握

アドバイザー制度やオフィスアワーを設けていることにより、学生はいつでも教員に学修に関する質問や相談をすることができる。また、随時学生の意見・要望をくみ上げることができるように相談受付箱と意見箱を設置している。学生からの意見・要望の回収、対応、回答方法などについては、「看護学部アドバイザー制度の手引き」に記載するとともに、学生オリエンテーションで学生への説明を行った。

意見箱に投函された意見・要望は関連部署に伝え、学生への回答、改善に向けた取り組みを依頼した。

(ク) 国家試験に関連する学修支援

国家試験への対応は、学生委員会が中心となり、数回の模擬試験の結果を分析しながらグループ学修、習熟度に応じた個別指導等を行っている。

職員は、グループ学修のためのセミナー室確保、模擬試験受験に関する手続き、受験願書の一括申請手続き等を行った。

ウ 大学院

大学院における学修支援は、適切な研究分野の選定と学生の研究遂行を指導する研究指導教員の配置を行っている。具体的には、入学試験受験前に指導を希望する教員との個別相談を経て、受験時に学生の研究分野の選択を行うことを原則としている。個別相談では、以下に掲示しているとおり、学生が学びたい研究内容と指導を受けた教員の専門分野との最適性や、その指導教員の研究指導方針及び方法などを学生に説明し確認を行い、入学後のミスマッチを防いでいる。

〈個別相談内容〉

- ・大学院で学びたい研究内容やテーマとその研究指導教員の専門分野の最適性
- ・研究指導教員の研究指導方針及び方法
- ・研究指導教員の授業時間帯や必要となる出席時間数の目安
- ・履修の全体的なイメージ

- ・在職者であれば、勤務と受講の両立の可否、経済的事情、家族の理解
- ・将来の教職希望の有無
- ・その他本大学院に関わる事項

この個別面談時に聴取した学生の研究の方向性と受験の際の面接試験内容を充分考慮し、各教員の研究分野との最適性も鑑みて、常に適切な研究指導教員をそれぞれ配置するように取り組んでいる。研究指導教員は、研究課題の選定及び研究計画書の作成から修士論文作成までの全ての課程に対して指導責任を持ち、履修指導及び研究指導をする。

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

ア 保健科学部

本学部では、TA 制度の導入には至っていない。しかし、専門科目における演習や実技を要する科目では、科目担当者以外の専任教員を配置し、少人数によるグループ単位での授業展開を行っており、個々の学生に対して目の行き届いた細かな指導を行っている。

また、障害を有する学生への配慮として、校舎の入口扉全てが車いすに対応、全ての階段に手すりを設置、また、エレベーターの設置、車いす対応のトイレの設置など施設環境における身体障害者等に対する安全性と利便性への配慮や学生のメンタルヘルスに対しても担任による個別面談などを通して、必要に応じて各教員との連携をとりながら本人の意向に配慮した学修支援を心がけている。

イ 看護学部

専門分野における演習やグループワークでは、学生に対するきめ細かな指導が必要となる。令和4年度に看護学部は完成年度を迎えたが、TA 制度の導入には至っていない。しかし、臨床での看護実践と教育経験を有する非常勤助手が、常勤の教員とともに演習補助を行っている。また、学生に対する臨地実習指導を充実させるために「看護学部臨床教員の任用に関する細則」を定め、臨床教員を任用した。

看護学部開設以降、障害を有するために学修支援が必要な学生は在学していないが、今後そうした事例が生じた場合は、アドバイザーや教務委員長、専門科目の科目責任者が、障害を有するために支援を必要とする学生と面談して、本人の状況を把握するとともに、障害を補う手段・器具の導入を検討して行く予定である。

心身の不調により欠席が続き、必要な単位が取得できなかった学生に対しては、学部長ならびに学生委員長が面談を行い、本人の意向を確認して就学の継続等について話し合った。また、休学者、中途退学者に対しては、アドバイザーの教員と学生委員長が状況の把握を行い学修の相談に応じるとともに、学部長が個別面談を行った。

ウ 大学院

大学院は、開設から間もないため、TA 制度導入には至っていない。

学修支援については、研究指導教員と学生が2年間の授業科目と履修計画を随時相談しながら決めている。対面授業を基本とし外部講師によるZoomを活用したオンライン講義も行った。

また、大学院での学修を希望する社会人学生の学修機会拡充の観点から、在職しながら学位が取得できるように、修業年限を超えて履修できる長期履修制度を採用している。

大学院では、研究指導教員が中心となり、研究課題の決定、計画の立案及び指導、研究の遂行、修士論文の作成を支援する体制を構築しているが、今後更に、改善・向上方策の検討を行うこととしている。

なお、TA制度については、今後の大学院生の在籍状況や意向を踏まえながら、制度を検討する。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

ア 保健科学部

本学保健科学部は、理学療法士、作業療法士を養成する専攻で構成されている。学生は、卒業時にこれらの国家試験の受験資格を取得することができる。

本学では、1年次より、実際の臨床場面の見学により、そこで働く理学療法士及び作業療法士から臨床での話を聞くなどの見学実習や基礎セミナーに始まり、4年間を通してリハビリテーション専門職になるための目標指向的な学修を行っている。4年次には、国家試験模試などの国家試験対策を行っている。

また、3年次より、進路・就職支援を下記の通り行っている。

<進路支援>

就職支援

(ア) 進路希望調査

3年次の3月と4年次の6月に行っている。調査に質問事項を記載した学生には、個別対応している。

(イ) 進路ガイダンスと小論文・面接指導

就職活動の心構え、受験先・求職先への手続き、求人票の見方、アポイントメント（訪問や面接の予約）のとり方、履歴書の書き方、履歴書記入・面接・小論文などの指導を3年次の3月と4年次の5月に行っている。その後も、教員が個別対応し指導している。

(ウ) 求人票

県内外の施設等から求人票を取り寄せ、就職相談室で公開している。求人情報は学生用情報システム「Active Academy」にも掲示し、Personal Page を通じて学生に情報を伝えている。

(エ) 求職・受験

提出された求職申込書に基づき個別相談の上、意思確認し受験先を決定している。受験先が決定したら願書の請求と作成など必要書類の準備を支援している。

受験は、原則として1ヶ所ずつ（国立・県立病院機構は別）とし、内定に至らなかった場合、次の受験先を検討している。

(オ) 受験後の支援

就職内定先への書類提出や対応（内定先への挨拶、内定辞退、内定取り消し等）についての支援、国家試験不合格の場合、就職先が決まらない場合などの支援を行っている。

イ 看護学部

看護学部では、学生が専門職業人である前に成熟した社会人となれるよう、教育課程内外において教員と職員が連携して、学生のキャリア形成を支援している。

(ア) 看護学部におけるキャリア教育の目的と取組みの明確化

令和7年度の新任教職員を対象に、看護学部キャリア支援についてオリエンテーションを行い、看護学部におけるキャリア支援計画並びに各学年のキャリア支援目標について、教職員間の共通理解を図った。

令和7年度は、大学基礎セミナーの中で金融リテラシー講座など（1年次、6月）、キャリア支援講座「インターンシップ・病院説明会について」（2年次、7月）、コミュニケーション能力up講座（2年次、7月）、「未来の自分に夢を描こう」（1・2年次7月）、キャリア支援講座「就活予測と県内看護職採用状況／国試問題の学習方法」（3年次、6月）、キャリア支援講座「就職内定までの流れ／履歴書作成のポイント、面接試験の心得」（3年次、12月）、キャリア支援講演会「卒業生からのアドバイス：国家試験の準備、就職活動」（3年次、3月）、キャリア支援講演会「先輩看護師からの体験レクチャー：国試準備、新人看護師の看護実践」（4年次、7月）長野県看護協会から「就職後の看護師支援」（4年次、1月）を実施した。

学生からの就職・進学に関する相談については、アドバイザーの教員を中心に対応している。

(イ) キャリア支援室の開設・運用

令和3年度3月末にキャリア支援室を開設し、令和4年度から本格的に運用を始めた。キャリア支援室には、病院・施設紹介、職員採用・病院奨学金制度の情報、進学に関する情報等を配架し、それらを学生が自由に閲覧できるようにしている。

さらに、病院・施設から届く病院説明会や職員採用に関する案内は、いつでもキャリア支援室で閲覧できるようにするとともに、学生用情報システム「Active Academy」のWebフォルダに情報を掲載して学生に周知した。

また、県内外の病院・施設から来訪される看護部・人事部の担当者に、学生委員会と学務部が対応した。

②キャリア支援体制の整備

ア 保健科学部

卒業後のキャリア支援として、研修委員会が同窓会と連携しリカレント教育に取り組んでいる。年に4回の研修会を行っており、実績を積み上げつつある。しかしいずれも長野市における研修会であるため、支援機会を生かせていない反省もある。そこで広く長野県全域に勤務する同窓会員にとってもより研修の機会を身近なものとするよう、同窓会の支部組織の強化と、支部におけるリカレント教育に取り組んで行く。

イ 看護学部

学生のキャリア形成を支援するために、次年度以降も教職員が連携しながら次のことに取り組む。学生の卒業後をも視野に入れたキャリア支援目標と、1年次から4年次までの実施計画を整備する。特に、近年ますます早期化している就職支援について取組みを強化する。国家試験支援も合格率100%を目指し取組みを強化する。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

ア 修学支援

経済的支援：奨学金制度（国、大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等）、授業料減免の状況【表3-6】～【表3-11】

(ア) 本学独自の奨学制度

a 特別奨学制度

大学の目標実現に向け、「授業の正課」と「課外活動」の両面で優れた成果を修め、医療人として高い資質を有した人材の育成を図ることを目的とし、S・A・Bの3種類の特別奨学生制度を制定している。

【表 3-4】

名称	内容	人数
特別奨学生 S	4 年間の授業料（360 万円）免除	各学部 1 人
特別奨学生 A	1 年次授業料の 1/3（30 万円）免除	各学部 3 人
特別奨学生 B	前期授業料の 1/3（15 万円）免除	各学部 2・3 年生より各学年 1 人

b 学生生活支援奨学制度

家庭その他の事情により学費の援助が必要であり、更に学業成績、人間性ともに優れた者に対し、学業を奨励するとともに修学を支援することを目的とする。

なお、兄弟姉妹入学金減免制度を令和 6(2024)年度入学試験より導入した。

【表 3-5】

名称	内容	人数
入学金免除	入学金（20 万円）免除	各学部 3 人
兄弟姉妹入学金減免	入学金のうち 10 万円を減免	対象となる全員
遠隔地奨学生	1 年次授業料のうち 10 万円免除	各学部 3 人

(イ) 高等教育の修学支援新制度

令和 2 年 4 月より「大学等修学支援法」に基づき、主に低所得者世帯を対象に入学金や授業料が減額または免除される制度が開始された。さらに令和 7 年度からは扶養するこどもが 3 人以上の多子世帯に対し所得制限なく授業料等を減免する制度の拡充が行なわれた。本学は制度の対象機関となっているため、支援対象の学生に対し、国への申請及び学生への支援を行った。

(ウ) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の国内奨学金には、「給付型」と「貸与型」があり、「貸与型」には第一種奨学金(無利子貸与)と第二種奨学金(有利子貸与)がある。奨学金申込みは大学入学前に高等学校等を通じて申し込みを行う「予約採用」の他に在学中に申し込む「在学採用」がある。「在学採用」奨学金の募集は原則として毎年春にあり申込みは大学を通じて行う。募集日程の通知は、掲示板及び学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて行う。

(エ) その他の奨学金

地方公共団体等が設けている奨学金制度について、本学に募集の通知があるものについては、掲示板や学生用情報システム「Active Academy」への掲載にて周知している。

【表 3-6】 令和 7（2025）年度特別奨学生 B の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1 人当たりの減免額（円）
理学療法学	2	150,000
作業療法学	0	-
看護学科	2	150,000

長野保健医療大学

【表 3-7】 令和 7（2025）年度遠隔地奨学生の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1人当たりの減免額（円）
理学療法学	0	－
作業療法学	3	100,000
看護学科	3	100,000

【表 3-8】 令和 7（2025）年度高等教育の修学支援制度の状況

学科/専攻	人数(人)
理学療法学	10
作業療法学	14
看護学科	33

【表 3-9】 令和 8（2026）年度入学金免除の授業料等減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1人当たりの減免額（円）
理学療法学	1	200,000
作業療法学	2	200,000
看護学科	1	200,000

【表 3-10】 令和 8（2026）年度特別奨学生 S の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1人当たりの減免額（円）
理学療法学	0	－
作業療法学	0	－
看護学科	1	900,000

【表 3-11】 令和 8（2026）年度特別奨学生 A の授業料減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1人当たりの減免額（円）
理学療法学	0	－
作業療法学	1	300,000
看護学科	0	－

【表 3-12】 令和 8（2026）年度兄弟姉妹入学金減免授業料等減免の状況

学科/専攻	人数(人)	1人当たりの減免額（円）
理学療法学	0	－
作業療法学	1	100,000
看護学科	3	100,000

【表 3-13】 令和 7（2025）年度高等教育の修学支援新制度支援対象学生数

内容	給付奨学金及び授業料等の減免	（うち多子世帯）
人数	167	(100)

※支援対象学生数は前期・後期の延べ人数
（後期の支援区分見直しで支援対象外となった者も含む）

【表 3-14】 令和 7（2025）年度日本学生支援機構奨学金の利用状況

種別	給付※1	第一種※2	第二種	計
人数	167	142	167	476

※1 給付奨学金人数は前期・後期の延べ人数（後期の適格認定(家計)で奨学金が停止された者も含む）

※2 第一種奨学金利用者のうち、給付奨学金との併給調整により 48 人が停止されている。

イ 学生の課外活動への支援

(ア) 学生会活動の支援

学生が主体となって運営している学生会が組織され、「学生会員の自主的精神に基づき、会員相互の親睦と学園生活の向上を図ることを目的」として活動している。学生会は本部委員会や各委員会により各種課外活動（主として学園祭、クラスマッチ、同好会活動）の企画・運営を行っている。学生会の活動に対しては、学生自治を尊重しつつ学生委員会が助言を行い、長野保健医療大学後援会よりイベント開催経費の支援を受けている。コロナ禍を経て令和 5 年度には、5 年ぶりに学園祭を一般公開で開催することができた。さらに令和 6 年度、令和 7 年度と学園祭のイベントが年々充実し、多くの来場者を迎え、大学での学びや学生生活の一端を紹介することができた。

また、学生会活動を規定する「学生会則」が専門学校から大学へ移行した際にも変更がなく、現在行なわれている学生会活動と大きく乖離している点が学生委員会から指摘されてきた。この状況を改善し学生会活動を活性化するべく学生委員会内にワーキンググループを組織し「学生会則」の改正に着手した。令和 7 年度には学生会役員と意見交換を行ない、現行の学生会則の問題点を洗い出すところから始めた。令和 8 年度には、新学生会役員と改正案を作成し、令和 9 年度より新「学生会則」を施行するスケジュールで学生と教職員で検討を進めている。

(イ) 同好会活動

学生会同好会委員会により同好会活動が行われている。学生は、興味や関心に合わせて自由に入会することができる。各同好会には、専任教職員が顧問として就き、同好会活動に助言をしている。なお、同好会活動にかかる経費は長野保健医療大学後援会より支援を受けている。

令和6年度同好会一覧(10団体)

- ・軟式野球 ・サッカーフットサル ・バスケットボール ・バドミントン ・英語
- ・バレーボール ・卓球 ・軽音楽 ・スポーツトレーナー ・フロイント

(ウ) ボランティア活動

外部から寄せられる様々なボランティアの依頼については、学務部が窓口となって受け付けている。依頼されたボランティアの趣旨・内容を学務部で精査し、学生が行うにふさわしいものは学生会へ協力を要請している。なかでも長野市において毎年4月に開催される「長野車いすマラソン」には、専門学校時より継続して学生がコース整理員・運営補助員ボランティアとして大会運営に協力してきた。また、秋に長野市内で行われる「リレーフォーライフ・ジャパン信州長野」においては、令和7年度は学校行事と日程が重複したため参加できなかったが、令和元年から6年までは保健科学部・看護学部の学生及び教員が運営のサポート及びブース参加などに協力している。

令和7年度の主なボランティア活動は、4月に開催された「長野車いすマラソン」に6名の学生が選手受付、9月に開催された「信濃町体力測定会」には5名の学生がボランティアとして参加した。また、5・6月の障害者スポーツ大会、3月長野市で開催されたダウン症児イベント、県内病院で開催される病院祭、プロフットサルチームの試合運営補助、などに学生が積極的に参加した。今後も本学が養成する医療職と関わりの深い、障がい者スポーツ大会などへ学生が積極的な参加が期待される。

ウ 学生の心身に関する健康相談

心的支援、生活相談など

(ア) 健康管理：安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるように配慮

a 保健室の設置

怪我や体調不良の応急処置に備えている。

b 健康診断

毎年4月に全学生を対象に健康診断を実施している。健康診断の結果、必要がある場合には、健康管理センターから個別に連絡・指導を行っている。

c 本学は、病院等での臨床実習を必修としているため、1年次に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、HBs抗体(B型肝炎)、以上5項目の感染症抗体検査を実施し、抗体価の低い学生には、ワクチン接種等を指導している。また、C型肝炎ウイルス感染者のスクリーニングにHCV抗体検査を行っている。

(イ) 学生相談窓口

令和6年4月に学生相談室が設置され、学生相談は、従来のオフィスアワー制度、担任制度、アドバイザー制度、本館事務室窓口に加わることになり、学生の学業、健康、進路、人間関係、各種のハラスメント、など多種多様な学生生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとを相談できる窓口がさらに充実することとなった。

＜相談の流れ＞

相談場所は、原則として学生相談室を使用し、初めに相談窓口担当者が話を聞く。相談内容と本人の要望に基づき、相談窓口担当者が公認心理師や専門の教職員の紹介、大学として必要な対策を行うなど、適切に対応する。必要に応じて相談や対応を継続する。

(ウ) 学生食堂の設置

看護学部看護学科開設にあわせて、学生、保護者から要望の多かった学生食堂を設置した。特に一人暮らしをしている学生にバランス良い食事を提供するため、メニューにも配慮している。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営管理

②図書館等の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営管理

本学は、校地面積 9,105.77 m²（本館 4,907.13 m²、南館 2,811.62 m²、運動場 1,387.02 m²、）そのうち校舎面積 12,401.09 m²（本館校舎面積 6,806.10 m²、南館校舎面積 5,421.11 m²、別棟 173.88 m²）を有し、大学設置基準上の校地面積 6,400 m²、校舎面積 8,462.2 m²（大学設置基準第 35 条（運動場）、第 37 条（校地の面積）及び第 37 条の 2（校舎の面積））を上回る十分な面積を有している。

図書館は、633.52 m²の面積を有し、閲覧席は、112 席、AV・PC 利用席 30 席の計 142 席と、学生数の 2 割以上にあたる座席数が確保されている。

体育施設は、大学キャンパス屋外に 1,387.02 m²の運動場を有している。情報サービスや IT 関連の施設は、校舎南館全てと本館の 1 階ホール、コミュニティールーム、日常生活活動室、運動療法室、徒手・物理療法室、第 3 作業療法室、2 階ホール、大講義室、基礎医学実習室、義肢装具室、201～204 教室、講堂、セミナー室、第 1 作業療法室、第 2 作業療法室、3 階大講義室、303～304 教室、学生ホールに無線 LAN 設備を設置して学生が常に情報サービスの提供を受けられる環境としている。情報関係の機器類は、総務部によって適切に管理している。

S300 大教室、S201～S204 教室、第 1 看護実習室、第 2 看護実習室、第 3 看護実習室、第 1 作業療法室、3 階大講義室、大講義室、第 3 作業療法室、徒手・物理療法室、201～204、コミュニティールーム教室には、固定式プロジェクターとスクリーン等が完

備しており、パソコンやDVD等を用いた授業に対応できる設備を有し、有効に活用している。

講義室、学内実習室及び演習室の校具、備品並びに暖房・空調設備は、総務部で管理されている。学内実習室について、保健科学部では9室（日常生活活動室、水治療法室、運動療法室、徒手・物理療法室、第三作業療法室、基礎医学実習室、義肢装具室、第二作業療法室、レクリエーション室）、看護学部では看護実習室3室（基礎・成人、小児・母性、高齢者・地域・在宅）とそれに伴う器材室1室及び教育用機器備品等を有することで学内実習・演習教育環境の充実が図られている。看護学部においては、令和元（2019）年度看護学科開設のために新校舎が建設され、講義室の他、学生食堂等を整備し、教育上必要な教育用機器備品等の設備を新規に整備した。

学生会活動用に学生会室を令和6（2024）年度に新規に整備した。

本学の教育目的を達成するために、実習室を含めた学修環境は、充実している。

②図書館の有効活用

南館1階の図書館は、広さ、閲覧席数ともに適切な規模であり、設置学部に関連した保健・医療分野を中心に必要な資料の整備がなされている。令和8（2026）年3月31日現在、蔵書は、約20,500点、契約電子書籍8,735点、紙媒体雑誌（和雑誌）22誌、電子ジャーナル（洋雑誌）7誌、契約データベースで利用できる電子ジャーナル種数

（和・洋）約3,110タイトル、視聴覚資料141点と必要な学術情報資料が確保されている。図書館の開館時間は、平日8:30～19:30、夏季・春季長期休業期間は短縮開館で8:30～17:00となっているほか、土曜日も大学院の授業日に合わせて長期休業期間を除き原則開館（9:00～17:00）している。また、前期・後期試験時には、開館時間を朝夕それぞれ30分延長する措置を計20日間行ったり、長期休業期間の3月には、学生の実習に対応して開館時間を5日間延長したりと、学生の利便性に配慮している。また、医中誌Webやメディカルオンラインなど5種のデータベースを揃え、授業内でのガイダンスや希望者対象ミニガイダンスの実施などを通して、学生の学修・研究活動を支援している。このことから、図書館は開館時間を含めて十分に活用できる環境となっている。さらに、図書館と同じ南館1階に学生が少人数でグループ学習できるセミナー室5室、同様に本館に1室のほか、校舎各館に学生の自習スペースとして利用できるホールを有しており、学生が積極的に自学自習できる施設環境となっている。

また、災害への対応及び人命の安全等を図るため、本学では、学修環境の維持及び職業人教育の一環として、毎年度1回、全学で避難訓練を実施し、安全な学修環境を維持するための啓発活動を行っている。

③施設・設備の安全性・利便性

本学では、理学療法学専攻入学定員40人、作業療法学専攻入学定員40人、看護学科入学定員80人を基準に、講義室については、両学科合同で利用できる150～190人程度収容可能なS300大教室、50～105人程度収容できる第一作業療法室、3階大講義室、大講義室、S201、S202教室5～80人収容の小講義室（普通教室、実習室含む。）を有しており、学生数や授業形式に合わせた適切な講義室管理を行っている。S300大教室、

S201、S202、S203、S204、第1看護実習室、第2看護実習室、第3看護実習室、第1作業療法室、3階大講義室、大講義室、201～204教室、第3作業療法室、徒手・物理療法室、コミュニティールームには、固定式プロジェクターとスクリーン等が完備され、授業環境として適切に整備されている。

保健科学部、看護学部における実技関連の演習科目は、演習内容の特性に合わせて2～4人グループの少人数指導を行うが、各実習室はこれに十分対応できる広さと設備を備えている。

バリアフリーについては、各校舎の入口ドア全てが車いす対応となっており、校舎内の全ての階段についても手すりが設置されている。また、エレベーター2機と車いす対応のトイレが8カ所設置されており、洗面所についても温水式自動水栓となっており、障害者等に対する安全性と利便性に配慮している。施設整備の安全性については、法令に則り、エレベーター、電気保安関係等の点検を定期的に専門業者に依頼し、設備の維持及び安全管理を行っている。施設の耐震性については、本館、南館校舎の全てが平成5(1993)年以降に建設されていることから、建築基準法の耐震基準に対応した施設として耐震性は確保されている。

[基準3の自己判定]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学における学修支援は、入学前教育から始まり、基礎セミナー、オフィスアワーの設定、カウンセラーの配置を行い、保健科学部ではクラス担任制、看護学部ではアドバイザー制により行われている。保健科学部では、学生が病院実習において不適応を訴え、実習の中断を余儀なくされる場合、担任教員が支援にあたるとともに、カウンセラーに紹介、あるいは受診を進めるなどの対応をしており、このために学修継続が困難となった例は少ない。これらに加え、国家試験の合格率、卒業生に対する就職先からの評価などから総合的に判断して、学修支援は良好な状態で行われていると評価する。

本学では、TA制度を導入していないが、保健科学部では、科目担当者以外の専任あるいは非常勤教員が授業を補佐し、学修支援を行っており、学生と教員との距離が密で手厚い支援が行われていると評価している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

課題として、大学院も定員未充足が続いており、社会人入学者増加に向けた周知が求められる。課外活動について、地域貢献活動を含めた支援の拡充、サークル活動の活性化支援が行われるとよい。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み

保健科学部では、学生の実態に見合った学修支援の体制整備に努めている。保健科学部は、両専攻ともに臨床実習が必須のため学生が学内に不在のことも多く、学生から担任に直接連絡できる体制をとっている。また、担任に連絡がつかない場合は他の教員が対応する体制になっている。

学生からの相談は、学修に関する事情と併せて対人関係や精神的な側面にも関わっていることが多い。担任が学生相談室とも連携をとりながら、学修支援を進める体制を強化する。

退学・休学・留年に係わる課題については、これらの学生の背景には成績不振のほか、進路の迷い、精神的問題や経済的問題が内在していることも多いことを踏まえながら、担任を中心に実態にあった対策を講じる。今後は、退学・休学・留年のより詳細な原因分析を行うとともに、成績不振者に対しては、早期に専攻教員で情報を共有し、教員全体体制で学修支援する。

看護学部において、学修支援体制の整備と学修支援の充実に向けて、以下のことに取り組む。

- (ア) 学部完成年度が過ぎ、学内外から一定の評価を受けている学修支援体制のさらなる整備。
- (イ) 学修支援内容の充実
- (ウ) 学修支援に資するさまざまな窓口の利用方法の周知
- (エ) 学修支援に関する教員・職員の連携強化と共通理解

大学院では、研究指導教員が中心となり、研究課題の決定、計画の立案及び指導、研究の遂行、修士論文の作成を支援する体制を構築しているが、今後更に、改善・向上方策の検討を行うこととしている。

なお、TA 制度については、今後の大学院生の在籍状況や意向を踏まえながら、制度を検討する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的を反映した3つの方針であるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは学生便覧及び本学 HP 及び関係する導入科目において周知している。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の策定と周知、厳正な適用

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、大学学則第4章―第6章、大学院学則第3章―第7章に基づき、適切に行われている。成績評価及び単位認定方法については、学生便覧内のシラバスに明示し、年度初め（前期・後期）オリエンテーション時に必ず学生に周知している。

本学では、明確に定めたディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下に示した成績評価及び単位認定基準を厳正に適用している。

成績評価、単位認定の在り方・基準

本学の教育課程は、必修科目、選択科目に分け、これらを各年次に配当・編成し、教育内容、授業科目の種類及び単位数は、学則に記載（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）のとおりである。

（単位の計算方法）

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- ・講義及び演習については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- ・実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- ・卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- ・大学院は、講義及び演習について、15時間から30時間をもって1単位とする。

（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）

リハビリテーション学科の各専攻及び看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりである。

【表4-1】

区 分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
理学療法学 専攻	必修科目	21 単位	34 単位	72 単位	127 単位
	選択科目	5 単位以上	2 単位以上	—	7 単位以上
	合 計	26 単位以上	36 単位	72 単位以上	134 単位以上
作業療法学 専攻	必修科目	21 単位	35 単位	75 単位	131 単位
	選択科目	5 単位以上	2 単位以上	—	7 単位以上
	合 計	26 単位以上	37 単位以上	75 単位	138 単位以上

【表4-2】看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおり。（新カリ2022年度入学生）

長野保健医療大学

区	分	教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
看護学科	必修科目	17 単位	23 単位	73 単位	113 単位
	選択科目	8 単位以上	2 単位以上	4 単位以上	14 単位以上
	合 計	25 単位以上	25 単位以上	77 単位以上	127 単位以上

*保健師課程の卒業に必要な単位数は 143 単位以上

【表 4-3】看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は次の表のとおり。（新カリ 2023 年度以降入学生）

区	分	教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
看護学科	必修科目	17 単位	23 単位	72 単位	112 単位
	選択科目	8 単位以上	2 単位以上	4 単位以上	14 単位以上
	合 計	25 単位以上	25 単位以上	76 単位以上	126 単位以上

*保健師課程の卒業に必要な単位数は、142 単位以上

【表 4-4】大学院保健学専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおり。

区	分	共通科目	専門科目	特別研究	合 計
大学院 保健学専攻	必修科目	10 単位	2 単位	10 単位	22 単位
	選択科目	2 単位以上	6 単位	—	8 単位以上
	合 計	12 単位以上	8 単位以上	10 単位	30 単位以上

（学修の評価及び単位の授与）

学部では、授業科目を履修した学生に対しては、GPA 制度を導入し、学修の成果を S（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）の 5 段階で評価し、S、A、B、C を合格とする。

成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA（Grade Point Average）制度を導入している。

また、両学部ともに年間の履修科目登録の上限を設けている。

あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

大学院では、成績の評価は、秀（90 点以上）・優（80 点以上 90 点未満）・良（70 点以上 80 点未満）・可（60 点以上 70 点未満）・不可（60 点未満）の 5 種とし、秀・優・良・可を合格とする。また、学位論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

ア 他大学及び高等専門学校との単位互換の方針と状況

学則 16 条、17 条、18 条により規定している。令和 7 年度には、1 名の申請者があった。

イ 他大学大学院との単位互換の方針と状況

大学院学則 19 条、20 条に規定している。令和 7 年度の申請はなかった。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、学則第 1 条の趣旨に定めるとおり「人を慈しむ豊かな人間性と医療に関する高い知識や技能を備える「仁心妙術」の研鑽に励み、本学で得た知識や技能を、すべからく人類愛に基づき世界（四海）に広める気概を持って社会に貢献する「徳風四海に洽（あまね）く」を礎とした教育理念に基づき、有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材の教育を目指し、わが国の社会福祉の充実発展に寄与する」としている。

ア 保健科学部

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

リハビリテーション学科では、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともに「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の 3 つの領域から構成している。

教養科目では、導入科目、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語の各科目を配置し、社会人としての教養と責任感、コミュニケーション能力、問題解決能力、能動的学修姿勢を身につけ専門領域への関心と意欲を高めるための広範な科目を学修する。

専門基礎科目では、専門領域の理論及び技術の根幹をなす基礎医学、臨床医学、保健医療福祉とリハビリテーションの理念の各科目を配置し、医療人としての倫理観、社会的責任を培うための科目を学修する。

専門科目では、理学療法学専攻においては、基礎理学療法学、理学療法倫理・管理、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、理学療法臨床実習、IPE 関連科目を、作業療法学専攻においては、基礎作業療法学、作業療法倫理・管理、作業療法評価学、作業療法治療学、地域作業療法学、作業療法臨床実習、IPE 関連科目を配置する。これらの学修を通して、それぞれの専門領域における理論と実践的技術を学修し活用できる能力を養う。

イ 看護学部

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学看護学科では、カリキュラムを「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3分野から構成している。

教養科目では、導入科目としての「大学基礎セミナー」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」、「外国語」で構成され、専門科目へ繋げるための基本的な知識から応用まで多方面の科目の学修である。

専門基礎科目では、看護学の専門科目により結び付けるために、「人間と環境」、「環境と健康」と区分される科目を学修する。例えば、「人間と環境」では医療者としての「生命倫理」、ヒトの身体とはどのようなものかを深めるために、「形態機能学」、「病態・疾患治療論」などを学修する。

「環境と健康」では、「疫学」、「保健統計学」等の科目を通し、現代社会における人々の健康情勢を把握し、学修する。

専門科目では看護専門領域の理論及び技術を段階的に習得できるようにするために、実学・実践として臨地実習・演習科目を置いている。例えば、「看護学概論」から「基礎看護技術論」の学修に基づき、更には「成人看護学」、「老年看護学」、「母性看護学」などへと段階的に「領域別」の学修に進む。

また、昨今の情勢に鑑み「国際看護学」、「災害看護学」「地域・在宅看護論」等を学修する。

ウ 大学院

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、教育課程を高度な専門職医療人の基盤となる科目を配置する「共通科目」、看護・リハビリテーション領域として医学、看護学、理学療法学、作業療法学を統合した学際的な保健学の知識を学修し、専門分化した内容をさらに探求するための「専門科目」、共通科目と専門科目で培った能力により科学的かつ包括的に分析し修士論文の作成として集大成を図る「特別研究科目」の科目区分としている。

学修評価については、期末試験、レポート、課題のプレゼンテーションやディスカッションの内容等を個別に評価し、個別の評価結果を重みづけして総合評価する。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ア 保健科学部

保健科学部のディプロマ・ポリシーは、以下に示すとおりである。

- (ア) 基礎となる知識を用いて論理的に分析・判断し、的確に表現する能力を有する
- (イ) 生命への畏敬の念、人間尊重の態度を有する
- (ウ) 人間・健康・社会の関係を幅広い視野から体系的に理解し、地域を知り、専門知識・技術を基盤とした実践能力を有する
- (エ) 保健、医療、福祉に関わるチームの一員として、多職種と連携・協力できる能力を有する

- (オ) 生涯にわたり専門性を高め、継続的に理学療法学・作業療法学を探究する力を有する

本学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき、各学年のカリキュラム・ポリシーを策定している。

保健科学部ディプロマ・ポリシーの(ア)に対応するカリキュラム・ポリシーは「論理的な思考や判断、的確な表現能力」を有するために、導入科目に大学基礎セミナー、理学療法基礎セミナー／作業療法基礎セミナー、アカデミックリテラシー、情報リテラシー、外国語科目の各科目を配置し、「基礎知識や幅広い教養」を有するために、教養科目に人文科学、社会科学、自然科学、体育学の各科目を配置している。

ディプロマ・ポリシー(イ)に対応するカリキュラム・ポリシーは、「多様性や個性を尊重する態度」を有するために、教養科目に文化人類学、異文化理解を配置し、専門基礎科目に保健医療福祉とリハビリテーションの理念の各科目を配置している。また、「医療従事者を志すものとしての高い倫理観」を有するために、教養科目に倫理学、日本国憲法・法学を配置し、専門科目に理学療法倫理・管理学／作業療法管理学を配置している。

ディプロマ・ポリシー(ウ)に対応するカリキュラム・ポリシーは、「人間・健康・社会の関係」を有するために、基礎医学科目、臨床医学科目の各科目を、専門科目に健康科学概論を配置し、理学療法・作業療法の实践能力として専門科目、臨床実習科目の各科目を配置し、「地域に貢献する職業人としての意識」を有するために教養科目に信州学を配置し、専門科目に地域理学療法実習／地域作業療法実習、地域理学療法学Ⅰ・Ⅱ／地域作業療法学Ⅰ・Ⅱを配置している。

ディプロマ・ポリシー(エ)に対応するカリキュラム・ポリシーは、「保健、医療、福祉の医療関係チームの一員」を有するために、専門科目に公衆衛生学、言語聴覚療法概論、看護学概論、介護学概論、栄養管理学、救急救命医学及び IPE 関連科目を配置している。

ディプロマ・ポリシー(オ)に対応するカリキュラム・ポリシーは、「自立的な学習能力」を有するために教養科目、専門基礎科目、専門科目の各科目を配置し、「理学療法学・作業療法学の研究能力」を有するために理学療法研究法Ⅰ・Ⅱ／作業療法研究法Ⅰ・Ⅱ及び研究法演習（卒業研究）を配置している。

イ 看護学部

看護学部のカリキュラム・ポリシーは、看護学部ディプロマ・ポリシーの達成に向け、ディプロマ・ポリシーの構成要素である「論理的思考力、判断力、的確な表現能力」、「生命への畏敬の念、人権尊重、多様な価値観や個性を尊重する態度」、「多職種と連携・協働できる能力」、「地域を知り、専門知識・技術を基盤とした看護実践力」、「継続的に看護学を探究する力」に沿って、それぞれに対応したカリキュラム・ポリシーを体系的に配置した。カリキュラムにおける科目は、カリキュラム改正に伴い名称は異なるが内容は一貫して、教養科目、専門基礎科目、専門科目の3つの科目群で編成している。教養科目では、看護学を学ぶ基盤としての科目をフィールドワー

クなどの演習も取り入れながら学べるように配置した。さらに、ディプロマ・ポリシーの構成要素を強めるために、人とは何か、人間の尊厳について、「哲学」、「臨床心理学」など看護の対象としての「人の理解」に重きをおき配置をしている。

ウ 大学院

大学院のディプロマ・ポリシーは、以下に示すとおりである。

- (ア) 高度専門職業人に必要な広範な知識及び後進を育成する能力を有する
- (イ) 組織内の他の専門職との議論を通じて考えを共有できる能力を有する
- (ウ) 課題を的確に把握し、科学的根拠に基づいた研究を遂行する能力を有する

大学院の教育目的及び目標を踏まえて定めた履修プロセスにおいてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性を明確にし、学生のカリキュラムに対する理解を図るとともに、主体的な学修を促すように配置した。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア 保健科学部

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を明確にするために、教育体系図を作成し、学生便覧（保健科学部）に記載し、また本学 HP で公表している。

カリキュラムポリシーでは、教養科目の位置付けと、専門基礎科目群と理学療法士、作業療法士としての専門科目群の位置付けをわかりやすく配置した。

各科目の詳細については、講義概要（シラバス）を作成している。

以下に教育課程の設定目的を挙げる。

(ア) 教養科目

「教養科目」は、専攻の枠を超えて共通に求められる「仁心」を備えたグローバル社会に生きる技能が優れた専門職業人を育成するために、導入科目、人文科学、社会科学、自然科学、体育学、外国語の科目群を配置した。

(イ) 専門基礎科目

「専門基礎科目」は、「専門科目」へと繋がる基礎となる重要な科目群であり、「基礎医学」、「臨床医学」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの科目群で構成している「基礎医学」は1年次から、「臨床医学」は2年次から履修を開始する。

(ウ) 専門科目

[理学療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎理学療法」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「理学療法倫理・管理」、「理学療法臨床実習」及び

「IPE 関連科目」を配置した。基礎から応用へと段階的に学修を展開させるため、

理学療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床及び地域社会で必要とされる理学療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。更に演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「理学療法研究法Ⅰ、Ⅱ」「理学療法研究法演習（卒業研究）」を「基礎理学療法学」に含めて実施する。「IPE 関連科目」は1年次から3年次まで継続的に科目を配置している。多職種との連携チームの中核となれるよう、講義(理論)、演習(グループ討議)を段階的に行う。具体的には看護学部と合同で「健康科学概論」、「IPW 論」、「IPW 演習」を1～3年次に配置し、3年次は演習としている。

[作業療法学専攻]

専門科目は、教育内容として「基礎作業療法学」、「作業療法評価学」、「作業療法治療学」、「地域作業療法学」、「作業療法管理学」、「作業療法臨床実習」及び「IPE関連科目」を配置した。基礎から応用へと段階的に学修を展開させるため、作業療法に関する標準的な理論をはじめとして、臨床及び地域社会で必要とされる作業療法に関する実践的な手法の習得達成を目指す。更に演習、臨床実習を経験させることにより、具体性を伴った理解の深化と専門技能習得の達成を促す。また、卒業後も自己研鑽の一環として学術的活動を継続する素地を形成する目的とし「作業療法研究法Ⅰ、Ⅱ」、「作業療法研究法演習（卒業研究）」を「基礎作業療法学」に含めて実施する。「IPE 関連科目」は1年次から3年次まで継続的に科目を配置している。多職種との連携チームの中核となれるよう、講義(理論)、演習(グループ討議)を段階的に行う。具体的には看護学部と合同で「健康科学概論」、「IPW論」、「IPW演習」を1～3年次に配置し、3年次は演習としている。

イ 看護学部

- (ア) 社会の諸課題についての基礎的知識を学修するために、教養科目に「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」を、専門基礎科目に「人間と環境」、「環境と健康」を配置した。
- (イ) 論理的な思考、判断、的確な表現能力を育てるために、教養科目に「大学基礎セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ」、「外国語」を配置した。2022年度入学生からの新カリキュラムとして、新たに「大学基礎セミナー」を3つの講義形式にわけ、「大学基礎セミナーⅠ」は建学の精神から大学で学ぶ意義、社会人として必要な基礎知識等の修得を目標とした。「大学基礎セミナーⅡ」は大学生に必須である「読む」、「書く」、「話す」の基礎知識とスキルを修得する。「大学基礎セミナーⅢ」は情報社会を生きるための基礎知識、データ処理等を修得するために配置した。
- (ウ) 生命への畏敬の念を育て、人権尊重の態度を身につけるために、教養科目に「日本国憲法・法学」、専門基礎科目に「生命倫理」を、多様性や個性を尊重する態度を育てるために、専門科目に「早期体験実習」を配置した。

- (エ) 多様な場における専門職連携チームの一員となる力を育てるために、保健科学部との合同による「健康科学概論」、「IPW 論」、「IPW 方法論」を1～3年次に配置し、3年次の「IPW 方法論」は合同演習とした。
- (オ) 人間・健康・社会の関係を体系的に理解するために、教養科目に「人間関係論」、「文化人類学」、「哲学」、専門基礎科目に「保健医療福祉行政論」を配置した。また、地域を知るために「信州学」を配置した。2022年度から開始された新カリキュラムでは、新たに日常生活の中で人と自然の関わりを深めるために、里山地域に赴いて現地の住民と学ぶ「ヒトと自然の共生」の科目を設けた。また、高齢化に伴い、これからを担う世代として必要な知識の理解を深めるために「加齢の科学」を配置した。
- (カ) 専門知識・技術を基盤とした看護実践能力の学修のために、看護基礎教育モデル・コア・カリキュラムを参照し、1～4年次の科目を「専門基礎分野」、「専門分野」、「領域別臨地実習」、「統合実習」で構成し、看護専門科目においては、領域別の「概論」から「方法論」へ、「方法論」から「実習」へと各領域の学修を段階的に積み上げる配置とした。

ウ 大学院

大学院においては、ディプロマ・ポリシーを達成するように、カリキュラム・ポリシーが定められ、それに基づいた教育課程を体系的に配置している。

共通科目として、1年前期に多職種との連携能力及び自己の専門性を高めるため「多職種連携論」と、保健医療分野の教員としての基礎知識を高める「保健医療教育論」、その実践である「保健医療教育実践論」を配置した。

その他幅広い知識・技術の修得基盤となる科目を配置している。

④教養教育の実施

ア 保健科学部

上記 4-2-③における教養科目の目的に沿って、1～3年次までに導入教育科目（5科目）、人文科学（5科目）、社会科学（4科目）、自然科学（4科目）、体育学（2科目）、外国語（9科目）の29科目群（46単位）を配置している。

学生が自らの意思に基づいて、教養を計画的かつ幅広く学べるように29科目中14科目（25単位）は選択科目としている。

イ 看護学部

教養教育の実施については、幅広い教養と高い倫理観の修得を目的として、論理的な思考や判断、適確な表現力の育成、社会の諸課題についての基礎的知識の学修、人を慈しむ心の滋養、人のこころや行動の理解を目指している。本学部では、「導入科目」、「人文科学」、「社会科学」、「自然科学」、「体育学」、「外国語」に分類し、開講している。保健科学部リハビリテーション学科と共通する科目を10科目配置し、共に学べるカリキュラムとしている。初年次から仲間意識の醸成やコミュニケーション力の向上のようにチーム連携の基盤となる能力を修得する環境で学修

をしている。「英語」は、生涯学習の基礎的技能となる力と、看護学を発展させるための国外の論文読解やコミュニケーションの基盤を養うために1年次から4年次まで配置している。

ウ 大学院

大学院においては、共通科目として「医療倫理学」、「多職種連携論」、「医療コミュニケーション論」、「保健医療マネジメント論」、「応用統計学」、「医療英語研究」、「保健医療教育論」、「保健医療教育実践論」、「保健医療研究法」の科目を配置し、院生の「求められる能力」の育成に役立つように支援している。

⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア 保健科学部

学生の主体的な学修を支援するために、科目毎にシラバスにおいて、履修上の留意点を明記し、特に予習と復習の内容について記載している。更に、学修の定着を目的とした課題の提出や小テストの実施も行っている。

また、一部の授業でMicrosoft365_Teamsの利活用により、オンライン授業や講義資料の電子化、教員と学生との連絡などに活用し、円滑な授業を展開している。

さらに教育の質の向上のため、前期・後期ごとに臨床実習を含むすべての授業科目に関し、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果に教員コメントを提出している。提出されたコメントは2週間の閲覧期間中に全教員が閲覧できるようにし、授業方法の改善に努めている。

イ 看護学部

看護学部は「地域で学び、地域を学ぶ」を特長とし、地域の住民や病と闘う人々に共感でき、理論に基づいた看護活動やチーム医療のキーパーソンとなる看護職の育成を目指している。そのために、教授方法の具体的な工夫・開発と効果的な実施について、本学部では次のような活動を行っている。

(ア) 異なる専門職教員による授業の展開

「病態・疾病治療論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」においては、病態や疾病、治療の理解に留まらず、病態・疾病や治療に関連した看護が理解できるよう医師が担当授業を行った後に、看護教員が単元の中で重要な（罹患率の高いもの、社会的に問題となる疾患、臨床で多い疾患等）疾患に特徴的な看護をする上で習得が必要な授業を行うよう授業配置を工夫している。授業担当者が複数に及ぶため科目責任者を中心に学修目標の確認を行うとともに、関連する講義内容について医師と看護教員間で、授業内容や方法の検討を行っている。新たにこの科目については、2022年度入学生からの新カリキュラムでは更に細分化し、「病態疾病治療論Ⅰ～Ⅴ」とし、2024年度からあらたに「Ⅴ」が加わり、2年から3年生まで継続的に学べるようにゆとりを持たせている。さらに「Ⅴ」は前記科目として主に感染症、難病の病態、高額医療や在宅、地域医療につながる治療法（化学療法、放射線療法

等)の知識を修得ができるものとしている。この科目は3年後期に開始される臨地実習へつなげられるものとしている。

また、専門職連携を図る教育の強化が求められるなか、本学部では保健科学部との合同授業である専門職連携教育もカリキュラムの特徴のひとつである。学科を超えての本学の教員間の連携機会でもあり、保健科学部は当該年度の担任が担当する、看護学部は若手の教員を中心にIPW演習に一度は関わるなど可能な限り全学的な取り組みとなるよう努めている。

(イ) 概念学修の導入

カリキュラムワーキングを発足し、概念学修の検討を行っている。第5次カリキュラム改正において、臨床判断能力の強化や領域横断等の柔軟なカリキュラム編成の推進が求められているが、本学部では、概念教育を通して、学生により深い理解を促すことや領域横断型学修を目指している。令和3(2021)年度からは、学部FD・SD研修会にて概念学修の効果や具体的な方法について共通理解を図った。

(ウ) 継続したスタディ・スキルの学修

スタディ・スキルの涵養には、高校からさらに発展させ継続したスキルの学修が必須である。そのため、まず大学入学後、間もなく必須となる文章表現力の向上をめざし、それまで検討を続けてきた学部内で継続して取り組む具体的な方法に基づき、科目ごとに課すレポートは、「大学基礎セミナーⅠ・Ⅱ」で学修した論理的思考や書誌事項の書き方に則り作成するよう学生へ指導している。「大学基礎セミナーⅢ」は、さらに詳細な内容で構成し、4年次の「課題探求」及び統合演習から実習報告の作成、卒後の自律した研究能力の基盤となる文献のクリティーク、情報処理及びデータの分析に繋げることができるよう組み立てた。

(エ) 臨地実習指導

学生の4年間の臨地実習の指針となる「看護学実習要項」に則り、学生への説明を確実にしている。本学部では、1年次より行われる「早期体験実習」から、2年次の「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」、3年次の「領域別実習」、更には4年次の「統合実習」に至る全ての臨地実習において、共通する5つの臨地実習目標を掲げている。そして、4年次の全ての実習終了時に目標達成されるよう科目ごとの実習目標を定めている。

臨地実習指導者会議を年に1回開催し、実習目標から実習計画に則った指導上の課題やトピックスをとりあげ、専任教員と臨地実習指導者が問題の共有と指導に関する意思統一を図った上で実習指導を行っている。保健師課程を選択した学生の「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」においては、「地域に根ざした」地域住民の特性と健康課題から予防保健について学びを深められるよう、地域の保健所・保健センター・企業・学校などと連携して指導している。

4-3. 学修成果の点検・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学部では、学生による授業評価を前期と後期の授業について実施し、評価結果を公表して、教員の授業の改善に役立てている。

ア 学修状況

【表 4-5】 令和 7（2025）年度保健科学部リハビリテーション学科

学年	5 月在籍数	履修科目数	単位取得率	平均 GPA	退学者数	留年者数
1 年	89	31～34	99.8%	2.99	4	4
2 年	83	31～33	100%	2.54	4	3
3 年	79	28～32	100%	2.76	3	2
4 年	81	7～8	100%	2.77	2	0

【表 4-6】 令和 7（2025）年度看護学部看護学科

学年	5 月在籍数	履修科目数	単位取得率	平均 GPA	退学者数	留年者数
1 年	87	23～27	99.9%	3.04	2	2
2 年	77	24～28	100%	2.89	0	0
3 年	73	14～20	100%	3.08	1	0
4 年	72	10～14	100%	3.47	1	0

保健科学部・看護学部とも単位取得率は、ほぼ 100%で退学者数・留年者数とも少ないことから、各学部とも学生の学修状況は、教育目標に照らしても良好であると評価できる。また、保健科学部では、4 年間の学修成果として、下表イの資格取得状況の国家試験受験結果の全国合格率を上回る高い合格率を上げているところに現れていると評価できる。学生が学生便覧・シラバスに記載されている内容をもとに効果的に学修を進めていくことができるように、シラバスには各科目の授業目標や学修目標、授業内容と予習・復習内容、そして成績評価方法・基準を明記しており、科目担当者は、その目標と評価基準をもとに達成状況を客観的に評価・点検している。

イ 資格取得状況（国家試験合格率）

【表 4-7-1】令和 7（2025）年度保健科学部リハビリテーション学科の国家試験受験結果

専攻	新卒・既卒	受験者数	合格者数	合格率	（全国合格率）
理学療法学	新卒	43	43	100%	94.9%
	既卒	3	1	95.7%	89.7%
作業療法学	新卒	37	36	97.3%	96.6%
	既卒	1	1	97.4%	91.2%

上記の通り、新卒者の理学療法士国家試験、作業療法士国家試験いずれにおいても全国合格率を上回る合格率を達成した。

【表 4-7-2】令和 7（2025）年度看護学部看護学科の国家試験受験結果

資格	新卒・既卒	受験者数	合格者数	合格率	（全国合格率）
看護師	新卒	71	69	97.2%	89.9%
	既卒	8	1	88.6%	87.1%
保健師	新卒	25	23	92.0%	89.9%
	既卒	4	0	79.3%	87.1%

上記の通り、新卒者の看護師国家試験、保健師国家試験いずれにおいても全国合格率を上回る合格率を達成した。

ウ 就職状況

令和 7（2025）年度保健科学部リハビリテーション学科卒業生の就職状況は、理学療法学専攻、作業療法学専攻とも、国家試験不合格と就職希望が無かった卒業生以外は、すべて就職が決定し、就職率が 100%であった。

看護学部看護学科の卒業生も国家試験不合格と就職希望が無かった卒業生以外はすべて就職が決定し、就職率が 100%であった。就職者のうち、保健師資格を活かし地方自治体へ就職したのも 1 名いた。なお、保健師国家試験不合格の 2 名とも看護師国家試験は、合格しているため、看護師として就職している。

また、看護学科新卒者としては、初めて訪問看護ステーションへの就職が 1 名あり、今後の新卒就職先の選択肢を増やす意味でも評価できる。

本学は、医療専門職の養成校であるため、就職決定者の全員が医療関係及び福祉関係業種へ就職している。

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

ア 学生による授業評価アンケートの実施

全学部における専任教員が担当する科目を対象に、令和 7 年 7 月に前期授業科目の学生による授業評価アンケートを実施した。アンケート結果に対する教員コメントを求め、アンケート結果と教員コメントの閲覧を 3 週間行った。令和 8 年 1 月には、前期科目同様、全学部における専任教員が担当する科目を対象に、学生による

授業評価アンケートを実施し、同じく3週間のアンケート結果と教員所見の閲覧を3週間行った。これらを通して、教員の授業改善に向けフィードバックした。

イ カリキュラム編成、見直しの方法、体制

令和5年度に、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3つのポリシーを改正し、令和6年度より適用した。これは旧ポリシーが看護学部開設にあわせて策定されたもので、開設後5年が経過し「教育の内部質保証に関するガイドライン」に一部沿わない点が出てきたこと、ディプロマ・ポリシーに建学の精神を明確に示したことが主な改正の理由である。そして、令和8年度入学生から適用する新ポリシーを踏まえた新カリキュラム編成作業を学長を長とする「新カリキュラム編成委員会」が鋭意進めている。

ウ カリキュラムガイダンスの実施状況

(ア) 保健科学部

4月当初新入生に対し学生便覧を配布し、履修説明会を行った。4年間の学修の解説と学生ポータルサイト「Active Academy」を使つての前期・後期の履修登録について、実際の画面を確認しながら具体的な登録方法について説明した。個別の質問には、学務部職員が対応し履修期間内にすべての新入生が不備なく履修登録を完了することができた。

2年次以降の学生は、前期授業開始前にクラス担任から年間の履修について説明を行っている。

(イ) 看護学部

保健科学部と同様に履修説明会を行っているが、看護学部特有の保健師課程履修に必要な科目について説明を補足している。

(ウ) 大学院

学部同様に履修説明会を行っている。大学院では研究指導教員のもと必要な履修科目を選択し、2年間の履修計画（長期履修生は3年間）を立てている。

エ 各科目担当者間での授業内容の調整

各教員が個別に授業内容の調整を行っている。また、その内容について専攻・学科会議で検討、教科書の選定等の意見交換を行った。

[基準4の自己判定]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の教育目的は、各年次間の継続性に十分な配慮をしつつ、カリキュラム・ポリシーとして明確化し、ディプロマ・ポリシーに一貫して繋がっている。また、この2つのポリシーの関係については、カリキュラムツリーを作成し公表、周知しており、現在学んでいることの目的や全体の中の位置づけが良く理解できるよう配慮している。

学修の成果については、単位取得率はほぼ 100%であり、退学者数・留年者数とも少なく抑えられている。また、国家試験合格率においても全国平均を上回っており学修成果は評価できる。教授方法については、授業評価アンケートを全科目について行い、結果を公表し、授業方法の工夫改善に努めている。

看護学部では、学生の単位認定状況や授業評価によって学修成果を確認している。とりわけ教育課程の編成において、疾病治療論と看護の統合、臨地実習目標の一貫性と評価方法の確立は、新たな試みであり成果が期待される。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

近年の DX 化の流れにともない、本学でも新型コロナ蔓延時の 2020 年度から Microsoft365_Teams を導入しており、現在に至るまでオンラインでの授業や講義資料の電子化など、いくつかの授業で継続的に利活用している。ただ授業形態によってはすぐわないものや講義資料作成時の著作権の取り扱い上の不安などいくつかの解消すべき課題があるため、今後は、講義資料の電子化に関するガイドラインの作成や研修会の開催等により DX 化の推進に努める。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み

学生による授業評価アンケートの実施において、全科目を対象に拡大したことを踏まえ、回答率が極めて低い状況が見られたため、令和 3 年度は、専任教員担当科目を対象としてアンケートを実施した。今後もどのようなやり方が教育内容・方法等の改善につながるのかをも含め、改善・向上方策を検討していく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学園の経営に係る重要事項は、「理事会」と諮問機関である「評議員会」において決定を行っているが、大学運営上の諸問題に迅速に対応するため、理事会からの委任に基づき「運営会議」を設置し、運営会議規程の定めるところにより長野保健医療大学の運営全般について審議及び意思決定を行い、業務運営の円滑化を図っている。

単年度ごとの事業計画においては、自己点検・評価委員会が中期計画に基づいた重点施策を決定し、担当部署が事業改善シートにより計画・実行することで、PDCAサイクルによる業務改善を行っている。

本学における教育研究及び管理運営に関する審議事項や意思決定方法は、各種規程に明文化されており、以下のプロセスを経て適切に運営されている。学長は、教育の内部質保証のため教育研究内容の点検・評価と不断の改善を行うために設置した「教学マネジメント会議」を統括し、その議長を務めるほか、「運営会議」では構成員となり、また「教授会」では議長として適切にリーダーシップを発揮している。

- ア 毎月の部門長会議において、各部門（学科、センター、事務局）間の情報を共有し、必要に応じて運営会議もしくは教授会への議題提出案件について検討する。
- イ 運営会議は、付議された案件について審議し、最終決定を行う。
- ウ 教授会は、大学における教育研究に関する重要事項について審議し、意見を述べる。
- エ 教育の内部質保証に資するため、教学マネジメント会議において、教学効果の検証、評価及び改善に関し、必要な事項を審議する。
- オ 学長による教学マネジメントを支え、意思決定と業務執行に当たり広範にリーダーシップを発揮できる体制整備の一環として、隔週水曜日に学長、大学院研究科長、学部長、地域保健医療研究センター長、理事長、常務理事、事務局長によるランチミーティングを開いている。

②権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、学長を教学に関する最高責任者とし、本学の内部質保証、教育課程の編成等に関する全学的な方針の策定、教学効果の検証、評価及び改善に関し、必要な事項を審議するため「教学マネジメント会議」を置き、学長の下、大学院研究科長、各学部長、学科長、共通教養センター長、地域保健医療研究センター長、事務局長により組織され、各学部、学科の教学や運営に関する検討、調整を行っている。

学長、副学長、学部長、専任の教授及び専任の准教授をもって構成される教授会を設置し、大学における教育研究に関する重要事項（①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与）を審議すると同時に、学長が決定を行うにあたり、意見を述べる場として位置付けられている。教授会は毎月1回開催されている他、学長が必要と認めたときは臨時教授会を開くことができる。

大学院においては、研究科長を委員長とする研究科委員会を月1回開催し、重要事項（①学生の入学及び課程の修了、②学位の授与、③教育課程の編成、④研究、⑤学生の身分等）を審議する。

教育研究活動のための管理運営に必要な各種委員会を置き、それぞれの委員会規程において定められた事項について審議されている。各委員会の構成員は学長が指名する教員が配置できるよう規定されているため、学長は各学科、専攻の教員を均等に配置することで両学部及び大学院の連携を図り、併せてリーダーシップを発揮することができる。

③職員の配置と役割の明確化

組織規程により、事務局の組織、職員の職務、各部課の事務分掌について定め、それぞれが果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

全ての常設の委員会には、各学科及び専攻科の教員と職員が委員として参画しており、各委員会の目的に則った事項が審議され、本学の教育研究の向上を図っている。

各学科及び専攻では所属する教員が全員参加する「学科会議」「専攻会議」を開催し、学生の修学状況等の情報交換と指導、教育研究や運営に関する事項等を議論している。

本学における研究活動を推進、支援する目的で「地域保健医療研究センター」を設置し、研究に関連する委員会の委員長を含め教員を配置することで、教員の研究活動を支援している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇進などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇進などによる教員の確保と配置

ア 教員の確保と配置

本学の教育理念である「徳風四海に洽く」「仁心妙術」を念頭に、有意な医療人としての知識・技能、健康な心身と豊かな人間性を合わせ持つ人材の教育を目指し、わが国の保健・医療・福祉の充実・発展に寄与するため、保健科学部及び看護学部への到達目標の達成、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、看護師国家試験及び保健師国家試験（選択）の受験資格の付与を踏まえつつ、理学療法学、作業療法学及び看護学分野等の各教育課程の科目と単位数に応じて教育と研究又は実務上優れた能力・実績を有する教員を配置している。

令和7年5月現在、学長1人、副学長5人（両学部長及び地域保健医療研究センター長含む）、両学部共通（共通教養センター及び地域保健医療研究センター）5人、保健科学部20人、看護学部21人の計49人と助手3人の体制である。保健科学部専門分野の専任教員は理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に従って全員が理学療法士免許又は作業療法士免許を有しており、看護学部専門分野の専任教員・助手は保健師助産師看護師養成所指定規則に従って全員が看護師免許を有している。このうち公衆衛生看護学科目は、同指定規則に従って保健師免許を有する専任教員3人が担当している。

大学院では、本学の教育理念に基づき、保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、多職種が協働した支援サービス提供の実践に求められる幅広い知識及び高度な専門技術を有する専門職医療人並びに専門職教育者を育成することにより、人々の健康と福祉の増進に寄与することを目的としている。入学定員8人、修業年限2年（長期履修生は3年）で学位は、修士（保健学）となる。教員組織については設置基準12人（研究指導教員6人、研究指導補助教員6人）に対して、研究指導教員12人の体制である。

長野保健医療大学

【表5-1】大学教員構成（令和7年5月現在）（単位：人）

学部・学科		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
保健科学部	リハビリテーション 学科	7	5	5	3	20	0
看護学部	看護学科	6	3	3	9	21	3
両学部共通		6	1	1	0	8	0
合計		19	9	9	12	49	3

【表5-2】

大学設置 基準別表	学 部	大学設置基準上必要な専任教員数		本学専任教員数	
		専任教員数	教授数	専任教員数	教授数
別表第一	保健科学部	14	7	25	10
	看護学部	12	6	23	7
別表第二	大学全体	10	5	—	—
計		36	18	48	17

※表5-1における両学部共通教員は表5-2においては両学部に分ける

保健科学部 専任教員一人当たりの在籍学生数 12.8人

看護学部 専任教員一人当たりの在籍学生数 13.9人

令和7年5月における教員の年齢構成は下表のとおりであり、30歳代から70歳代にわたっているが、構成割合で最も多いのは、60歳代で42.3%となっており、次いで50歳代が26.9%、40歳代が13.5%となっている。

【表5-3】年齢別教員数（単位：人）

	専任教員数					助手	合計
	教授	准教授	講師	助教	計		
29歳以下	0	0	0	0	0	0	0
30～39歳	0	0	2	3	5	1	6
40～49歳	0	1	2	3	6	1	7
50～59歳	4	4	3	3	14	0	14
60～69歳	12	4	2	3	21	1	22
70歳以上	3	0	0	0	3	0	3
計	19	9	9	12	49	3	52

イ 教員組織

教員組織の編成方針

- (ア) 学位、研究実績、業務経験に基づき、教授、准教授、講師、助教による構成とした。
- (イ) 管理運営機関として、運営会議、研究科委員会、教授会、部門長会議を設置している。
- (ウ) 学則に基づき自己点検評価、FD・SD、研究、研究倫理、紀要、利益相反、研究データ管理、広報、教務、学生、研修、入試、衛生の各委員会を設けている。

ウ 専任教員の配置状況

大学全体として大学設置基準上必要な専任教員数は、36 人（内教授 18 人）であり、教育内容を教授するに適切な数の教員を満たしている。保健科学部では両専攻を共通して担当するため専攻別の教員配置を採らないこととした。

両学部とも、教育研究上の実績を十分有する教授又は准教授を配置した教員体制である。

エ 教員の採用基準、昇級基準等

教員任用は、本学教員選考規程及び教員選考基準に基づき、教授において、は公募を原則として、教授候補者選考委員会で選考し、理事長が任用することとしている。また、准教授ほか下位の職位については公募もしくは、推薦がある者について、教員選考調整会議が作成した案に基づき教授会で選考し、理事長が任用することとしている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学の教学の基本方針に従い、教育方法の改善及び教職員の資質の向上を目指し、本学では、FD・SD 委員会を設置している。

令和 7（2025）年度 FD・SD 委員会活動実績は、以下の通りである。

ア 新任教職員のための研修

新任教職員に対し、本学の理念・目的、果たすべき役割や使命などを伝えるとともに本学の現状と将来像について説明し、大学教職員として相応しい資質を備えた教職員の育成を図った。

(ア) 学長講話（現任教員含め 79 名中 69 人参加 87%）

4 月 1 日に実施した。

(イ) 新任教職員ハラスメント研修会

4 月 1 日に FD・SD 委員長を講師として実施した、

イ ハラスメント講習会（80 人中 61 人参加 76%）

5 月 21 日（水）に「アンガーマネージメント」を中心としたハラスメント講習会を全教職員対象に実施した。

講師：信州大学医学部医学科衛生学公衆衛生学講座 野見山哲生教授

ウ 学生による授業評価アンケート調査と結果の公表

令和 7 年度から、各授業の最終回に 10 分間の時間を設けて、教員が「授業概要」と「到達目標」をスライドで説明した後に、学生に回答するように体制を整えたところ、以下に示すように大幅に回答率が上昇した。このことにより、学生の主体的な学びの状況や達成感、そして、授業に対する満足度や改善点などをより効率的に教育改善に結びつけることができるようになったものと思われる。

また、従来、授業評価アンケートは、本学の専任教員の担当科目のみを対象としてきたが、教育の内部質保証の観点からは、全ての科目を対象とすべきであると考え、令和 7 年度の後期より非常勤講師が担当している科目も授業評価アンケートの対象とした。

令和 7 年度の授業評価アンケートの回答率は、以下の通りである。

前期分として令和 7 年 7 月に実施し、回答率は、66%（昨年度 32%）であった。その後、9 月に教員所見回収及び授業評価アンケート結果の公表を実施した。

後期分として令和 8 年 1 月に実施し、回答率は、72%（昨年度 30%）であった。その後、3 月に教員所見回収及び授業評価アンケート結果の公表を実施した。

エ 令和 7 年度第 1 回 FDSD 研修会

日 時：令和 7（2025）年 6 月 25 日

テーマ：臨床実習支援システムの有用性と課題

講 師：信州大学医学部保健学科理学療法学専攻 百瀬 公人 教授

参加者：49 名（61%）

オ 令和 7 年度第 2 回 FDSD 研修会

日 時：令和 7（2025）年 7 月 9 日

テーマ：教育の内部質保証の仕組みと取り組みーディプロマ・サブリメントへの道筋ー

講 師：信州大学教育学部 宮崎樹夫 教授

参加者：56 名（70%）

カ 令和7年度第3回 FDSD 研修会

日 時：令和8（2026）年2月4日（水）

テーマ：心身の健康面に問題を抱える学生への対応

－学生のつらさに気づき、連携して支える－

講 師：松本大学・松商短期大学部 健康安全センター 脇本 澄子 氏

参加者：63名（77.8%）

キ 令和7年度 全国学生調査の実施について

文部科学省が実施する「全国学生調査」に本学も参加し、2年生及び4年生の計310人を対象にアンケート調査を実施した。回答期間は、令和7年11月17日（月）から令和8年1月30日（金）までとした。回答結果については、全体の回答率が33.54%（310人中104人）、学部別では、保健科学部が36.41%（162人中59人）、看護学部が30.40%（148人中45人）であった。

なお、昨年度の回答者数は、全体で26人であったのに対し、今年度はアンケートへの回答協力に関する周知を強化した結果、104人が回答し、回答者数は約4倍に増加した。

ク 事業報告会

令和7（2025）年度のFD・SD委員会活動として、教職員対象に2025年度第長野保健医療大学事業報告会を開催した。

令和6年度までは、「業績報告会」という名称で開催され、個人の研究発表や委員会活動などの組織としての発表が混在していたことから、令和7年度から名称を「事業報告会」と変更し、大学における委員会活動等組織的な活動に関する発表の場とし、個人の研究発表については、毎月開催されている「研究交流セミナー」で行っていくこととした。また、「業績報告会」とすると何らかの業績を上げたものを報告しなくてはならないという印象を教職員が感じてしまう可能性があるため、これから始めるような事業についても提案しやすいようにという意味も込めて「事業報告会」という名称に変更した。

全教職員81人中63人（78%）が参加し、報告会後にアンケートを実施した。アンケート回収率は65%（63人中41人）だった。アンケートの結果、各設問の肯定的回答は85%以上と高い満足度が示され、特に報告内容の理解度や業務活用への意欲が高く、事業報告会は有意義だったことが確認された。今後は参加者から寄せられた意見を踏まえ、テーマや開催方法の改善に取り組んでいくとともに、さらなる充実を図りたい。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な運営管理

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な運営管理

研究活動の場として、保健科学部の専任教員は1室をパーテーションで仕切った研究室を、看護学部では、講師以上には個室を、その他の教員にはパーテーションで仕切った研究室を配置している。調度設備等については机、書架、来客用テーブルなど基本的な備品は準備されており、研究活動の場として支障はない。

また、全学部において、週1日は研究日として学外での研究活動、社会貢献活動を行う時間を確保するとともに裁量労働制を採用し、業務遂行の手段及び時間配分を教員の裁量に委ね、研究環境を整備している。

研究活動支援の拠点である「地域保健医療研究センター」では教員個人が行う研究について研究費獲得及びそれに必要な書類作成等の支援を行っている。また、学内公募研究費取扱規程に基づく公募研究を募集、審査及び採択を行い、その研究活動を支援している。

学内の研究班活動は、飯山市と川中島地区での活動が行われている。飯山市における基本チェックリスト調査は、2010年から2024年にわたる17,000人を超えるデータが蓄積され、解析結果は毎年飯山市に報告されている。このデータ解析結果の論文化により、修士1名、博士2名、計3名の教員が学位を取得した。新たな研究活動も開始されており、更なる論文化等の成果が期待される。

②研究倫理の確立と厳正な運用

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学省令和3年）に基づき、「公的研究費等の運営及び管理を適正に行うための基本方針」（長野保健医療大学平成28年）、「公的研究費等の適正な使用及び公正な研究活動に関する行動規範」（長野保健医療大学平成31年）、「不正防止計画」（長野保健医療大学平成31年）、「公的研究費等の取扱及び研究活動における不正行為への対応に関する規程」（長野保健医療大学平成31年）、「学内公募研究費取扱規程」（長野保健医療大学令和2年）、「公的研究費等の間接経費使用に関する実施規定」（長野保健医療大学平成31年）及び「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」（長野保健医療大学令和4年）を制定し、本学HPを通じて公表している。

本学の研究者が人及び人由来の材料を対象とした研究を行うに際しては、研究者は3年ごとに、eラーニングを利用した倫理教育の受講、受講証明書の提出が義務付けられている。実施される研究においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省令和3年）に則った倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかについて、研究倫理審査委員会が審査している。委員会の構成員は委員長（統括管理責任者）が指名する教員、外部委員（法律の専門家あるいは人文・社会科学の有識者）を配置している。委員会で承認、条件付き承認とされたものは、学長名により承認通知を発出している。また、本学では迅速審査を必要とする案件については審査申請を随時受け付けており、研究活動に支障が出ないよう配慮している（研究倫理審査細則）。倫理審査の迅速化を図るため、倫理審査委員会に作業部会を設置している。令和7年度において18件の倫理申請を受け付け、13件を承認した。

大学院生の修士論文については、製本して、図書館にて保管している。

【表 5-4】 研究倫理審査の申請状況（件）

年 度	申請件数	承認	終了
令和 2（2020）	4	4	3（中止 1）
令和 3（2021）	3	3（R4-1）	3
令和 4（2022）	8	8（R5-3） （R6-1） （R7-1）	7
令和 5（2023）	7	7（R6-2）	4
令和 6（2024）	12	12（R7-1）	9
令和 7（2025）	18	13	1

承認欄の（ ）内は、次年度以降の承認数で内数

申請年度を基準として承認数、終了数を掲載

③研究活動への資源の配分

本学は教員に対する主な研究活動支援費用として、個人研究費助成規程に基づき、職位に関わらず専任教員全員に個人研究費（1人一律25万円/年）を支給している。使途については助成規程に定められ、学会出張（海外を含む）などの旅費をはじめ、研究機材、消耗品など多岐にわたって認めており、個人の研究が円滑に遂行されるように配慮している。

また、学内における研究活動を促進させる目的から、競争的資金としての学内公募研究費を交付している。申請は学内長野保健医療大学公的研究費等の取扱及び研究活動における不正行為への対応に関する規程に基づいて採択し、学長の責任において交付する。学内全体での年間総額 300 万円を上限に交付し、使途は個人研究費に準じる。令和 7 年度は 3 件の応募があり、その 3 件を採択した。

【表 5-5】 学内研究費申請状況

年度	申請件数	交付	終了
令和 3（2021）	2	0	0
令和 4（2022）	5	3	3
令和 5（2023）	1	1	1
令和 6（2024）	1	1	1
令和 7（2025）	3	3	0

更に学外からの研究費獲得に関して本学教員は、独立行政法人日本学術振興会所管の科学研究費助成事業学術研究助成基金助成金及び厚生労働省所管の厚生労働科学研究費補助金の申請可能対象となっている。研究活動において、研究資金の獲得は研究計画段階で最初に着手されるべきことであり、外部からの競争的資金の獲得に向けて学内の地域保健医療研究センターが支援に当たっている。令和 7 年度では獲得件数 9 件（文部科学省科研費

6 件、産学連携・共同研究 1 件、厚生労働省科研費 1 件、民間 1 件)、総額 12,096,268 円であった。

【表5-6】 公的研究費獲得状況（件）

年度	件数	総額
令和元（2019）	5	2,520,000
令和2（2020）	6	7,496,000
令和3（2021）	6	7,555,000
令和4（2022）	6	13,077,000
令和5（2023）	6	12,386,600
令和6（2024）	8	14,217,736
令和7（2025）	9	12,096,268

本学の研究成果を国際的に発信するためには、英文論文の発表が極めて重要である。しかし近年、英文論文の掲載料が高騰しており、研究者の大きな負担になっている。このため本学では、30万円を上限に英文論文掲載料を大学で助成することを、令和7年度に決定した。この論文掲載料助成は令和8年度から実施する予定である。

本学教員の研究力向上を目的として、英文論文購入費を図書館で支払うことを令和7年度に決定した。1 教員 15 万円を上限に、総額 174 万円程度までの支払いを令和8年度から実施する予定である。

研究交流セミナー

個人の研究状況を他の教職員に開示する「研究交流セミナー」を実施している。これは、全教員が演者を担当し、自身の研究内容の紹介、当該分野のトピックス、基本事項のレビューなどのプレゼンテーションを行うものであり、教員が取り組んでいる研究の情報提供に留まらず、研究分野が異なる教員間での意見交換がなされている。教職員の年間出席率平均 73%であった。

令和7年度開催した研究交流セミナーは、以下のとおりである。

【表 5-7】 研究交流セミナー 演者と演題

	演者	演題
4 月 10 日	勝山しおり	生活機能向上を目指した連携訪問の現状と課題
	ミルズしげ子	周術期看護の質の評価
5 月 7 日	駒井健吾	どうすれば知識は身に付いたと言えるのか
	寺島公江	グループワークにおける教授活動
6 月 4 日	土屋謙仕	教育×研究×地域貢献の取り組み
	吉澤 恵子	地域で展開する保健師活動(実践例)一対話からはじまる協働(保健)事業の実態一
7 月 2 日	福谷保	MS さんまたですか？
	箕口ゆう子	看護学実習におけるルーブリックの活用
8 月 6 日	赤羽勝司	マイナー競技が世界で勝つためには(パラアイスホッケー)
	高野隆善	医療観察法病棟におけるクライシス・プランの活用と看護師の役割
9 月 3 日	春原るみ	街角 OT どこへ行く？
	小林由枝	学生によるカリキュラム・ポリシーの自己評価結果
10 月 1 日	木村貞治	医療専門職養成課程における EBP 教育の展開と課題
	今西亮	BNT162b2 ワクチン接種後の抗体価の経時的推移
11 月 5 日	古川智巳	本学卒業生に対する新人教育についての調査研究の紹介
	元山彩織	弁護士グループとの関わりを中心に感じてきたこと
12 月 3 日	大町かおり	キャリアラダーの作り方・活かし方
	西村明子	臨床看護師が倫理的に問題と感ずる場面

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

長野保健医療大学では、研究活動を推奨し、研究費の獲得や論文の作成に積極的である。地域医療研究センターに加え、大学院、各学部が研究の場になって活動している。倫理委員会による研究倫理も確立され倫理的にも認められた研究が遂行されている。大学院を中心に勉強会を定期的に行い質の向上を目指している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

研究環境の整備、研究費、卒業研究に関する要領、研究倫理、研究活動の資源確保についての規程等の整備を進めた。これらの規程のもと、研究委員会、紀要委員会、研究倫理審査委員会、利益相反管理委員会のもとに、地域保健医療研究センターが外部資金獲得推進、学内研究助成、共同研究費の配分、研究費不正使用防止などに取り組み、教

員の研究活動は活発化している。しかし、まだ十分とは言えない。地域保健医療研究センターは、研究活動のあり方、学外研究費への応募等を支援している。

(3) 課題に対する改善状況と今後の取組み予定

自己点検評価委員会において事業改善シートを総括し、PDCAサイクルを適用した適切な業務の継続的改善を進める。今後、研究機関としての実力を付ける必要がある。公的研究費の獲得も徐々に増えているが、昨年時点で9件(12,000,000円)であり十分とは言えない。

基準6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1の自己判定

「基準項目6-1を満たしている。」

(2) 6-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①経営の規律と誠実性の維持

本学園は、寄附行為において「教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うこと」を目的としており、これらの法律の趣旨に沿って誠実に運営している。

「就業規則」第3章 服務規律において、職員は学園の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに職場の秩序の維持に努めることを規定するとともに、第8章 表彰及び懲戒ではこの服務規律に反した時の処分を規定している。

組織内の各種規程については規則等検討会議において広範な見地からの検討を行うことで、ステークホルダーに対する誠実なルール作りに努めている。

「学校法人四徳学園コンプライアンスの推進に関する規程」を定め、学園の社会的信頼性と業務遂行の公正性を確保するため、法令等の順守、職場環境の整備、利益相反、守秘義務、正確な事務処理、報告及び公益通報、コンプライアンス違反行為への対応等について規定し、コンプライアンス体制の強化を図っている。

寄附行為の規定に基づき、評議員会の決議により会計監査人を選任し、法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告書を監事及び理事会に提出している。

②環境保全、人権、安全への配慮

学生便覧においてハラスメント、防犯・事故予防、個人情報の管理などについて記載するとともに、前述の内容を簡易的に説明した「学生生活スタートブック」を入学時に学生に配布し、周知を図っている。また、学生からの相談については担任制度(保健科学部)、チューター制度(看護学部)、学務部内の学生相談室により対応している。

「衛生委員会」及び「健康管理センター」を置き、学生や教職員の健康管理、予防接種や疾病予防等の計画、運営にあたっている。

人権への配慮として、「長野保健医療大学におけるハラスメント防止等規程」を定め、学生及び教職員に対するハラスメントの防止、解消に取り組むとともに、「個人情報保護の保護に関する規程」を定めて個人情報の保護に取り組んでいる。

施設設備の安全対策については、建物の定期調査、消防設備、電気設備、エレベータ設備の各種点検を専門業者に委託し、安全性を確保している。

災害時の対応については、既存の危機管理方針及び本学防災マニュアルを内包する形で危機管理規程及び業務継続計画（BCP）を作成し全教職員に共有して万全を期している。AEDは本館・南館の事務室と運動療法室に設置し万一来に備えている。

喫煙については、敷地内及び敷地周辺（敷地に直接面する道路一帯）を全面禁煙にするとともに、新入生への禁煙教育を実施している。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為において理事会は、学校法人業務に関する意思決定機関として位置付けており、評議員会は諮問機関として置かれている。

理事の定数は、寄附行為で5名以上10名以内と定めており、令和7年度は、理事会を5回開催し、出席率は、95.0%であった。

理事長は本法人を代表して、寄附行為に規定する職務を行うとともに、常務理事1人を選任することで、迅速な意思決定による適切な業務遂行ができる体制を整備している。

寄附行為の定めにより、学長は理事に選任されており、大学からの意見は、審議事項に反映された上で意思決定が行われている。また、長野保健医療大学の運営に関する重要事項に関する経営層と大学側との円滑な意思疎通と迅速な意思決定を図るため、理事長、常務理事、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長、総務部長、企画部長、学務部長及び理事長が必要と認めた者を構成員とする運営会議を毎月開催している。

②使命・目的達成への継続的努力

法人運営については、寄附行為の定めにより理事会を3月に1回以上開催し、学園の重要事項を審議している。また、理事会の諮問機関である評議員会を開催し、予算、決算等重要事項について意見を述べるほか、理事選任機関として理事を選任する等の決議を行っている。

大学の運営及び教学に係る全学的な重要事項については、運営会議規程に基づき月例の運営会議で審議している。

中期計画に基づく単年度の事業計画については、事業を実行する部署が中間時と年度末に検証を行い、自己点検評価委員会が全体を総括する仕組みとすることで、目的達成への不断の努力を行う。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

経営層と大学組織の意思疎通を図り協議及び迅速な意思決定を行うことを目的とした運営会議を設置し、毎月1回開催している。運営会議の構成員は、理事長、常務理事、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長、総務部長、企画部長、学務部長及び理事長が必要と認めた者としている。運営会議の審議事項は、経営、組織、学生に関する事項、教育課程、研究活動、学則・規程など運営の根幹に係る重要事項である。

②評議員と監事のチェック機能

寄附行為で、評議員会の定数は、6名以上12名以内とされており、研究科長、両学部長及び地域保健医療研究センター長が評議員に選任されているため、評議員会での審議事項に大学側の意見を反映した上で意思決定が行われている。

寄附行為で、監事の定数は、2名とされており、規定どおり2名が選任されている。

監事は、寄附行為の定めにより大学に出向いて監査を行い、学園の業務及び財務の状況や理事の業務執行状況等の把握に努め、その結果を理事会及び評議員会に報告している。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は、【表6-1】のとおりであり、監事2人が同時に欠席したことはない。

【表6-1】過去2年間の理事会及び評議員会における監事の出席状況

開催年月	会議名	監事現員	出席者数
令和6年 5月	理 事 会	2	2
令和6年 5月	評議員会	2	2
令和6年11月	理 事 会	2	2
令和6年11月	評議員会	2	2
令和7年 3月	理 事 会	2	2
令和7年 3月	評議員会	2	2
令和7年 5月	理 事 会	2	2
令和7年 5月	評議員会	2	2
令和7年 6月	理 事 会	2	2
令和7年 6月	評議員会	2	2

令和7年 9月	理 事 会	2	2
令和7年12月	理 事 会	2	1
令和8年 3月	理 事 会	2	1
令和8年 3月	評議員会	2	1

法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として評議員会が設置されており、評議員の選任については、寄附行為で「1. この法人の職員のうちから選任した者4名以内 2. この法人が設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから選任した者1名 3. 学識経験者のうちから選任した者7名以内」と規定されており、これに基づいて適切に選任されている。寄附行為において「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と規定しており、評議員会の意見を反映する仕組みは、整備されているとともに、第1号評議員として教職員4名が含まれており、教職員の意見を反映する体制も整えられている。評議員の評議員会への出席状況は、【表6-2】のとおりであり、4分の3以上の出席が維持されており適正な状況となっている。

【表6-2】過去2年間の評議員会における評議員の出席状況

開催年月	会議名	評議員現員	実出席者数	意思表示 出席者数
令和5年 5月	評議員会	17	13	3
令和5年 6月	評議員会	17	12	5
令和6年 3月	評議員会	16	13	3
令和6年 5月	評議員会	16	13	3
令和6年11月	評議員会	17	15	2
令和7年 3月	評議員会	17	16	0
令和7年 5月	評議員会	17	14	2
令和7年 6月	評議員会	17	13	4
令和8年 3月	評議員会	12	12	0

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学の主たる収入源は、学生生徒等納付金であるが、学部の入学生定員充足率は過去5年間100%超で安定的に推移している【表6-3】。継続的に志願者数を確保するため、新たな入試広報を検討すべく、広報戦略会議を設置し「選ばれる大学」であり続けるための方策を創出する。また、学生数が最も多い令和3年度生が卒業することで、令和7年度以降の収入減が確実であったため、実習費補助制度の見直し、授業資料等の電子化及び電子シラバスの導入による印刷費削減や経費精算システム導入等業務の効率化などにより、大学の目的遂行に必要な財務基盤の維持に努めている。

【表6-3】過去5年間の入学定員充足率

(単位：人、%)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入学定数(人)	160	160	160	160	160
入学者数(人)	193	166	165	160	173
充 足 率 (%)	120.6	103.7	103.1	100.0	108.1
収容定員(人)	560	640	640	640	640
現 員 数 (人)	615	689	672	664	641
充 足 率 (%)	109.8	107.7	105.0	103.8	100.2

②収支バランスの確保

収支状況について、令和3・4年度の収支差額が大幅に増加しているが、この要因は、認定こども園設置に係る補助金収入及び経費を法人部門に計上しているためであり、各年度の資金繰りは年度予算により計画的に確保されている【表6-4】。令和5年度の保育園から認定こども園への移行に伴い、前年までの保育園の収益事業会計が学校会計に組み込まれ、園舎建設時の借入金が増加した。また、南館校舎の取得による借入金も増加したが、取得前の南館賃借料と令和6年度の償還金を差し引くと27,329千円の経費削減を実現している【表6-5】。

【表6-4】過去5年間の収支状況

(単位：千円)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収支差額	74,609	167	57,770	71,972	77,883
特別収支差額	4,554	230,072	10,651	△7,251	△32,127
基本金組入前 当年度収支差額	79,164	230,240	68,422	64,720	45,756
期末現預金	486,085	406,522	466,324	643,557	753,061

【表6-5】過去5年間の借入金の状況

(単位：千円、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
返済額(千円)	13,660	13,952	57,664	66,164	61,044
負債償還率(%)	1.2	1.0	5.4	6.1	5.4

※負債償還率（借入金返済支出+借入金等利息支出/事業活動収入）

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和7（2025）年度を初年度とした中期計画を策定し、各部門は、これに基づいて年度ごとの事業計画を定めるとともに予算を申請し、編成された予算案は、評議員会の意見聴取を経て理事会の承認により執行されている。実際の予算執行時には、起案書を作成し、その都度、内容の妥当性について確認している。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

「学校法人会計基準」及び本法人の「経理規程」に基づき、適切に会計処理を行っている。税理士法人と会計顧問契約を交わし、月次ごとに証ひょう書類のチェックを受け、会計処理上の指導を受けている。更に、より専門的な問題が発生した場合には、公認会計士を交えて3者で相談できる体制を整えている。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、評議員会で選任された会計監査人（公認会計士を社員とする監査法人）により実施しており、決算時だけでなく年度途中の中間監査も行っている。主に科目ごとの内容・金額等の精査、期末決算及び来年度以降の改善点の指導を受けている。また決算時には、監事による監査報告書を作成し決算案が付議される理事会及び評議員会で監査報告を行っている。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学園の経営・管理体制として、寄附行為に基づいた理事会及び評議員会を適時適切に開催し、中期計画や単年度事業計画などの重要な意思決定を行い、決定された業務の執行については、常務理事が補佐する体制としている。また、理事長を議長とする月1回の運営会議は、経営層と大学との意思疎通を円滑にするとともに、迅速な意思決定を可能とする体制として有効に機能している。法人、大学それぞれの管理者が理事会、評議員会、運営会議の構成員となることで、多面的に意思疎通を図るとともに相互チェックを可能としている。

財政基盤については、中期計画の着実な推進と同計画に基づいた年度ごとの予算編成を行い、理事会及び評議員会の承認を得て執行している。大学の入学定員及び収容定員

は、過去5年間100%超で推移しており、令和5（2023）年度からは両学部に経常費補助金も交付されたことから財務基盤は、安定していると評価できる。

会計においては、税理士法人により日常的な会計指導を受けたうえで、会計監査人による中間監査及び期末監査が適正に行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学の入学定員及び収容定員の確保・こども園園児定員の確保により、学生生徒等納付金及び補助金収入は安定的に推移している。さらに予実管理を月次で適切に行い、経常的な収支は安定している。但し、令和5年度に校舎購入に伴う借入を実施したことにより、外部負債が運用資産を上回っており、長期的な収支均衡の改善が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

改正私立学校法に対応した寄附行為に基づいて理事会、評議員会を適時適切に開催する。

寄附行為の定めにより、3月に1回以上理事会を開催することにより、迅速な意思決定に資するとともに、理事長及び常務理事の業務執行状況を確認し、学校法人のガバナンスの確保を図る。

寄附行為のみならず、寄附行為施行細則、内部統制基本方針、リスク管理規程、コンプライアンスの推進に関する規程、組織規程、学則等重要な規程等の改正については、理事会の議により行う旨を規定することで、大学に対する理事会の関与の度合いを広げる。

長期的な収支均衡の改善に向けて、学生及び園児の定員確保により収入を安定させ、支出面では、資金余力の範囲内で教育設備の充実に比重を置いてきた。また、毎年度積立を実施して資産の増加を図っている。

今後は、引続き学生及び園児の定員確保と積立を継続することにより、負債の早期減少を図り、長期的な収支均衡を改善させていく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域・社会貢献

A-1. 地域・社会貢献

①大学の人的資源の提供

②地域と連携した事業の展開

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①大学の人的資源の提供

本学の建学の精神に基づき、保健・医療系大学の専門性を生かし、本学研修委員会が検討し、卒業生並びに地域住民の生涯学習促進の一環として本学教員の派遣及び本学の人的資源ネットワークを生かした講師を招へいしての生涯学習講座や市民講座を開催している。

また、公的機関や学術団体からの要請に応じ、本学教員を派遣している。

ア 令和 7 年度 生涯学習講座 教養講座 I (桃李会) Zoom でのライブ配信

日 程：令和 7 年 6 月 15 日 (日)

場 所：海外現地よりライブ配信

テーマ：専門職のグローバルなキャリアのあり方 ～作業療法士は世界をめぐる～

講 師：滝沢涼 (JICA 所属作業療法士)

畔上夏美 (JICA 所属作業療法士)

参加者：29 名

イ 令和 7 年度 生涯学習講座 専門講座 I (桃李会) 来場型

日 程：令和 7 年 8 月 23 日 (土)

場 所：ホテルメトロポリタン長野

テーマ：(顔)からはじまる医療職の新しいキャリアと現場応用

講 師：掛山さゆり (理学療法士)

参加者：39 名

ウ 令和 7 年度 秋の生涯学習講座 (桃李会) 来場型

日 程：令和 7 年 10 月 12 日 (日)

場 所：長野保健医療大学

テーマ：スポーツ理学療法の実践

講 師：木村貞治 (長野保健医療大学保健科学部リハビリテーション学科長・教授)

参加者：39 名

エ 令和7年度 冬の生涯学習講座（桃李会） Zoomでのライブ配信

日 程：令和8年2月14日（土）

場 所：長野保健医療大学よりライブ配信

テーマ：1～5年目で知っておきたい肩関節疾患の見方

講 師：俵伊吹（長野保健医療大学桃李会会長 理学療法士）

参加者：67名

オ 公的機関や学術団体からの要請による本学教員の派遣

(1) 講師業務（労災診療費に関する医学的解説）

実施日：令和7年10月8日、10月22日

場 所：長野県農協ビル、アルピコプラザホテル

派遣教員：金物壽久（本学副学長）

(2) 長野市立図書館協議会委員業務

実施日：令和7年6月7日～令和9年6月6日

場 所：長野市立南部図書館、長野市立長野図書館

派遣教員：齋藤直人（本学副学長）

(3) 整形外科外来での診療業務

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場 所：富士見高原医療福祉センター

派遣教員：齋藤直人（本学副学長）

(4) 講師業務（高大連携事業 第3クール）

実施日：令和8年1月15日、1月29日

場 所：長野市立長野高校

派遣教員：齋藤直人（本学副学長）

(5) 博士学位論文の審査委員会の外部審査委員

実施日：令和7年10月6日

場 所：信州大学医学部

派遣教員：高本雅哉（本学副学長）

(6) 井上整形外科医院における診療業務

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場 所：井上整形外科医院

派遣教員：大井直往（本学副学長）

(7) セッション座長（基調講演「アスリートの運動器の健康」）

実施日：令和7年7月20日

長野保健医療大学

場所：くにびきメッセ（島根県松江市）

派遣教員：大井直往（本学副学長）

- (8) 講師業務（リハビリテーション科にて職員の知識・技術の向上）

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場所：東京蒲田医療センター

派遣教員：木村貞治（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (9) 講師業務（金沢大学 2025 年度第 4 回医療人材教育センターFD 研修会「多職種連携」）

実施日：令和7年11月28日

場所：金沢大学医学部

派遣教員：木村貞治（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (10) 講師業務（「理学療法士による健康体操」）

実施日：令和7年5月15日

場所：医療法人百藤会介護老人保健施設インターコート藤

派遣教員：山本良彦（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (11) セッション座長（「第12回日本小児理学療法学会学術大会」）

実施日：令和7年12月20日

場所：愛知淑徳大学 星ヶ丘キャンパス

派遣教員：山本良彦（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (12) 生化学の講師業務

実施日：令和7年6月2日～7月28日

場所：長野看護専門学校

派遣教員：三井由香（本学共通教養センター准教授）

- (13) 講師業務（高大連携事業 第2クール）

実施日：令和7年12月16日、12月23日

場所：長野市立長野高校

派遣教員：三井由香（本学共通教養センター准教授）

- (14) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る練習会、本大会への参加（トレーナーとして参加選手の指導）

実施日：令和7年5月17日～18日・令和7年5月24日～25日

場所：長野県障がい者福祉センター、滋賀県

派遣教員：赤羽勝司（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

長野保健医療大学

- (15) 委員の委嘱（長野市ボランティアセンター傾聴電話運営委員）
実施日：令和7年4月1日～令和9年3月31日
場所：長野市ボランティアセンター
派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (16) 講師業務（傾聴講座）
2023-2024 シーズン日本代表強化合宿における日本代表強化スタッフ
実施日：令和7年8月18日
場所：川中島町公民館
派遣教員：春原るみ（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (17) 年長児発達フォロー支援事業「すくすくランド」における作業療法的助言・指導
実施日：令和7年6月5日～令和8年3月19日
場所：坂城町保育園・幼稚園5か所、坂城町役場
派遣教員：松下雅子（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）

- (18) 講師業務（親子はぐはぐ教室）
実施日：令和7年10月29日、11月18日、令和8年2月13日
場所：南条保育園、坂城保育園、村上保育園
派遣教員：松下雅子（本学保健科学部リハビリテーション学科教授）

- (19) 青梨荘における作業療法士業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：青梨荘
派遣教員：勝山しおり（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）

- (20) 内田病院における作業療法士業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：内田病院
派遣教員：土屋謙仕（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）

- (21) 鶴賀病院における作業療法士業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：鶴賀病院
派遣教員：栗林美智子（本学保健科学部リハビリテーション学科准教授）

- (22) 目白大学耳科研究所クリニックにおいての理学療法士業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：目白大学耳科研究所クリニック

長野保健医療大学

派遣教員：荻原啓文（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）

- (23) 前庭障害に対する理学療法によるリハビリテーション業務

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場所：信州大学医学部

派遣教員：荻原啓文（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）

- (24) 労働安全衛生のコンサルタント、従業員の健康増進

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場所：(株)みすずコーポレーション

派遣教員：佐藤剛章（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）

- (25) 講師業務（「皆で楽しく介護予防体操」）とお茶会

実施日：令和8年2月24日

場所：坂城町「北日名公民館」

派遣教員：佐藤剛章（本学保健科学部リハビリテーション学科講師）

- (26) 当院リハビリテーション科における理学療法業務全般及びリハビリ職員への臨床研究指導

実施日：令和7年6月1日～令和8年3月31日

場所：長野中央病院

派遣教員：倉澤康之（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (27) 講師業務（高大連携事業 第1クール）

実施日：令和7年12月3日、12月11日

場所：長野市立長野高等学校

派遣教員：倉澤康之（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (28) 第79回国民スポーツ大会への支援トレーナーとしての参加

実施日：令和7年9月8日～9月11日

場所：長浜市南浜地先特設会場

派遣教員：杉本穂高（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (29) 講師業務（「地域スポーツ支援の概要とトレーナーとしての大会支援活動について」）

実施日：令和7年12月18日

場所：信州大学医学部

派遣教員：杉本穂高（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (30) 竹重病院においての作業療法士業務

長野保健医療大学

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場所：竹重病院

派遣教員：近藤優樹（本学保健科学部リハビリテーション学科助教）

- (31) 講師業務（人生100年時代 自分をさがして まだまだこれから！）

実施日：令和7年11月10日

場所：飯山市文化交流館なちゅら

派遣教員：松本あつ子（本学看護学部看護学科教授）

- (32) 委員就任（公立大学法人長野大学「教育研究審議会委員」）

実施日：令和8年4月1日～令和11年3月31日

場所：公立大学法人長野大学

派遣教員：松本あつ子（本学看護学部看護学科教授）

- (33) フィジカルアセスメント講師業務

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場所：佐久総合病院看護専門学校

派遣教員：田中高政（本学看護学部看護学科教授）

- (34) 講師業務（フィジカルアセスメント、感性を磨く！（笑いヨガ））

実施日：令和8年4月1日～令和9年3月31日

場所：佐久総合病院看護専門学校

派遣教員：田中高政（本学看護学部看護学科教授）

- (35) 令和7年度長野市防災基金運営委員会への出席

実施日：令和7年10月10日

場所：長野市役所

派遣教員：宮越幸代（本学看護学部看護学科教授）

- (36) 講師及びファシリテーター（災害支援ナースフォローアップ・行政保健師合同
災害研修）

実施日：令和7年8月8日

場所：長野県看護協会会館

派遣教員：宮越幸代（本学看護学部看護学科教授）

- (37) 看護倫理の講師業務

実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日

場所：須坂看護専門学校

派遣教員：鈴木真理子（本学看護学部看護学科教授）

- (38) 講師業務（「看護学総論」）
実施日：令和7年8月7日
場所：静岡県立静岡がんセンター
派遣教員：鈴木真理子（本学看護学部看護学科教授）
- (39) 日本手術看護学会理事長として ASIORNA Board Meeting に出席
実施日：令和7年10月24日～26日
場所：シンガポール
派遣教員：ミルズしげ子（本学看護学部看護学科准教授）
- (40) 講師業務（テーマ「学生が学ぶ看護管理と臨床現場での指導」）
実施日：令和8年3月5日
場所：千曲中央病院
派遣教員：ミルズしげ子（本学看護学部看護学科准教授）
- (41) 母性看護学概論の講師業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：須坂看護専門学校
派遣教員：小林康子（本学看護学部看護学科講師）
- (42) 社会福祉概論・子どもの保健・子ども家庭福祉の講師業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：長野短期大学
派遣教員：吉澤恵子（本学看護学部看護学科助教）
- (43) 災害看護委員業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：長野県看護協会
派遣教員：吉澤恵子（本学看護学部看護学科助教）
- (44) 長野看護専門学校の講師業務
実施日：令和7年5月27日～7月22日
場所：長野看護専門学校
派遣教員：山本順子（本学看護学部看護学科助教）
- (45) 講師業務（老年看護学援助論Ⅲ）
実施日：令和7年10月30日・11月27日
場所：長野看護専門学校
派遣教員：山本順子（本学看護学部看護学科助教）

- (46) 病院及び介護施設における感染管理業務
実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
場所：丸子中央病院
派遣教員：今西亮（本学看護学部看護学科助教）
- (47) 講師業務（科目「精神看護Ⅱ」）
実施日：令和8年1月16日・23日・30日
場所：長野看護専門学校
派遣教員：高野隆善（本学看護学部看護学科助教）
- (48) 教育委員の委嘱（日本感染管理ネットワーク2025年度教育委員）
実施日：令和7年5月25日～令和8年5月総会終了後
場所：長野看護専門学校
派遣教員：水内豊（本学看護学部看護学科助手）
- (49) ヘルスカウンセラー業務（有限会社かふねの感染症予防研修）
実施日：令和7年8月12日
場所：すこやかホーム大瀬木の森
派遣教員：水内豊（本学看護学部看護学科助手）

②地域と連携した事業の展開

近隣自治体等と協定を結び地域と連携した事業の展開を行うなど、地域に根ざした活動を行っている。

ア 川中島町住民自治協議会との連携協定に基づく事業

（協定締結日 平成30年2月1日）

【地域連携事業】

体力測定会

a) 第1回（春）

- ・日時 令和7年5月24日（土）午前10時から（午前の部）
午後1時から（午後の部）
- ・場所 長野保健医療大学 本館講堂
- ・内容 ①身長・体重・体組成測定、②握力、③バランステスト、④立ち上がりテスト、⑤2ステップ・テスト、⑥10m歩行速度、⑦基本チェックリスト、⑧健康と生活についての質問票
- ・参加者 59人（午前の部 30人、午後の部 29人）
- ・その他 本学教職員14人 学生18人 住自協2人 計34人参加

b) 第2回（秋）

- ・日時 令和7年10月25日（土）午前10時から（午前の部）
午後1時から（午後の部）

- ・場 所 長野保健医療大学 本館講堂
- ・内 容 ①身長・体重・握力、②体組成測定、③バランステスト、④立ち上がりテスト、⑤2 ステップ・テスト、⑥10m歩行速度、⑦基本チェックリスト、⑧健康と生活についての質問票
- ・参加者 47 人（午前の部 25 人、午後の部 22 人）
- ・その他 本学教職員 12 人 学生 23 人 住自協 2 人 計 37 人参加

イ 飯山市との連携協定に基づく事業

（協定締結日 平成 30 年 7 月 3 日）

【地域連携事業】

飯山市と長野保健医療大学が連携し、健康長寿を基盤とする活力ある地域づくりを推進するとともに、地域の健康増進と人材の育成に寄与することを目的に、市から基本チェックリスト調査並びに介護保険被保険者台帳及び受給者台帳の提供を受け次のとおりデータ解析及び研究活動を行っている。

〈データ解析及び研究活動〉

(ア) 飯山市高齢者の基本チェックリストによるフレイルを予測するモデル

基本チェックリストにてフレイルになる高齢者を予測するモデルを作成し、それがどの程度予測できるか検証し、予防ケアを必要とする対象者を限定しリソースを有効活用することにつながる。

(イ) 高齢者の介護保険認定に関する長期予測モデルの作成

モデルにおいて非認定と判定されなかった場合には、6 年後に認定の可能性が高い高齢者として考えることができることが示唆された。これにより、早期かつ予防的な介入や対策が実施され、介護保険認定を予防または遅延させることが期待できる。

(ロ) 高齢者における要介護認定後の平均余命

要介護認定後 13 年間に死亡した者の平均余命は初回認定要介護度が高いほど短かった。平均余命は初回認定時年齢が 80 歳未満では加齢とともに延長、80 歳以上では加齢とともに短縮した。

住民の平均寿命との差は加齢とともに縮小した。加齢とともに、平均寿命は短くなるが、要介護認定を受けた後の平均寿命はいずれの年齢でもほぼ一定であった。

(エ) 障害者手帳を所持する高齢者の生活機能の経年変化

介護保険サービスを利用していない障害高齢者の生活機能の総得点は、全体としては、経年で上昇する（生活機能は低下する）ことが示唆された。一方、機能が向上する事例では、エレベータの設置などによる環境改善が一因であると推測された。

＜地元ケーブルテレビ「健康チャンネル」へ出演＞

健康増進や介護予防を推進するため、ケーブルテレビを活用した健康づくりに関する情報を広く発信することを目的とした「健康チャンネル」の番組制作への協力

- ・ 番組内容 筋力アップやバランス体操など、家の中でできる体操

ウ 長野県議会との包括連携協定に基づく事業

(協定締結日 令和元年 11 月 1 日)

【地域連携事業】

県政の意思決定を担う長野県議会と知的資産が集積する県内の大学が相互に連携することにより、地域課題への対応、魅力ある地域づくり、人材の育成に資することを目的に包括連携協定が締結されている。

本年度は、県議会広報紙「こんにちは県議会」の学内配布等を通じて県議会の広報活動に協力した。

エ 長野市との連携協定に基づく事業

(協定締結日 令和 3 年 2 月 22 日)

【地域連携事業】

(ア) ゲートキーパー養成講座への参加

- ・ 日 時 ① (第 1 回) 令和 7 年 4 月 20 日 (土) 13:00～17:00
② (第 2 回) 令和 7 年 8 月 6 日 (水) 13:00～17:00
③ (第 3 回) 令和 7 年 10 月 19 日 (日) 13:00～17:00
- ・ 場 所 ①②長野市生涯学習センター、③長野県立大学 象山寮
- ・ 参加者 信州大学教育学部、長野県立大学、長野保健医療大学等の学生
- ・ 内 容 SESSION1 #大学生あるある
SESSION2 イヤな「病みツイ」？ いや、「悩みツイ」!!!
SESSION3 つなぎ・見守り・身を守る

【本学において「ゲートキーパー養成講座」を実施】

信州大学教育学部大学院生が内容を考え、講話・演習を実施。現実的なシチュエーションを想定し、グループワークを通して具体的な対処方法やゲートキーパーとしての役割を学ぶ機会とした。

- ・ 日 時 令和 8 年 2 月 19 日 (木)
- ・ 場 所 長野保健医療大学
- ・ 内 容 上記に同じ
- ・ 参加者 保健科学部 41 名 看護学部 13 名
教職員 10 名 計 64 名

※ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

(イ) 長野市教育センター教職員研修講座への講師派遣

(長野市立小中学校教職員研修講座)

- ・ 日 時 令和 7 年 5 月 15 日 (木) 15:00～16:50
- ・ 場 所 長野市教育センター

- ・内 容 テーマ：「知って守ろう子どもの命—教育活動中に起こる傷病の医療知識」
- ・講 師 塚田ゆみ子（長野保健医療大学健康管理課長）
- ・参加者 64 名

(ウ) NAGANOスマートシティコミッションへの参画

長野市が進める持続可能な街づくり構想の実現を目指すため、安心・安全・快適な上質の暮らしで幸せを実感できる未来型社会である「スマートシティNAGANO」の実現に向けた事業推進に、会員として継続的に参画していく。

(エ) 放課後子ども総合プランアドバイザー登録

小学生の安全で安心な居場所を確保し、遊びや交流・体験を通して、子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事・子育ての両立を支援する。

＜登録制度説明会＞

- ・日 時 令和7年4月25日（金）
- ・場 所 長野保健医療大学
- ・参加者 4 名

(オ) 信更地区体力・健康チェックキャラバンへの参加

- ・日 時 令和7年10月25日（土）
- ・場 所 信更公民館
- ・内 容 体組成計、骨密度計健康チェック、幸福度チェック及び体力・健康チェックに協力
- ・参加者 本学 12 名（学生 10 名 教員 2 名）

(カ) 小学校におけるコンサルテーション型作業療法の実施

教師の持つ配慮の必要な児童に対する理解度やサポート方法の幅が広がるよう作業療法の知見を活用してコンサルテーションを行う。

- ・日 時 ①（第1回）令和7年9月29日（月）9:00～12:00
②（第2回）令和7年11月25日（火）9:00～12:00
③（第3回）令和8年2月10日（火）9:00～12:00
- ・場 所 長野市立湯谷小学校
- ・内 容 保健科学部作業療法学専攻の教員が湯谷小学校1年生と4年生の各1クラスの授業場면을観察、担任教師との面談を行い、教師の困難感とニーズに基づいた支援方法を検討する。

オ 公益財団法人ながの観光コンベンションビューローとの包括的連携協定の締結（協定締結日 令和6年4月1日）

長野保健医療大学と公益財団法人ながの観光コンベンションビューローは両者が包括的な連携のもと、コンベンション誘致と多様な人材の集積と交流を推進すること

で、地域における知的基盤の強化や、地域グラウンドの向上による経済の活性化を図る。

カ 災害時における避難場所提供等に関する協定の締結

(協定締結日 令和6年4月24日)

地震、風水害その他の自然災害等が発生した場合又は災害が発生する可能性がある場合に、社会福祉法人信濃整肢療護園に入所する者の避難場所として、長野保健医療大学の施設を利用することに関し、必要な協定を締結し、地域との連携強化を一層図る。

キ 長野刑務所との包括的連携協定の締結

(協定締結日 令和7年2月26日)

拘禁刑下に向けた取組の一環として、長野保健医療大学と長野刑務所が連携して受刑者の高齢や心身の障害等によって就業に必要となる能力が乏しい受刑者の機能向上を図り社会復帰に結びつけるとともに、作業等をテーマとする共同研究、作業療法に携わる人材の交流や育成、司法領域での職務内容に関する学生の理解の促進等を推進する。

ク ボアールス長野フットサルクラブとの包括的連携協定の締結

(協定締結日 令和7年4月23日)

長野保健医療大学と株式会社ボアールス長野フットサルクラブは、両者が包括的な連携のもと地域におけるスポーツ活動の活性化を図り、スポーツを基盤とした人材育成、地域の交流等を増進することにより、安心して暮らせる地域づくりを推進する。

[基準Aの自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「地域で学び、地域を学ぶ、地域で育ち、地域が育つ」ことを教育の特長としている本学においては、今後も地域との連携活動を推進する計画である。本学が所在する長野市の川中島町住民自治協議会と平成30年2月に連携協定を締結し、その後飯山市と平成30年7月に、長野県議会と平成元年11月に、長野市と令和3年2月に連携協定を締結して、より具体的な連携事業を進め、地域住民の健康保健福祉の向上に寄与していく。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

公的機関、学術団体、地域保健医療福祉施設などからの要請に応じ、委員、研究会講師、診療補助などに本学の業務に支障のない範囲で教員を派遣している。

学外からの要請に応じて本学職員を派遣することにより、学術研究の発展、専門知識の普及、地域への貢献のみならず、本学と地域との連携を深めることにより、「地域で学ぶ」教育の基盤強化に役立っていると評価している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

高等教育コンソーシアム信州に加盟し、本学の個性を活かし、県内 10 大学と協力し、学生教育の成果と教育研究の還元とにより、県と地域の発展に貢献することをめざし活動している。また、長野県議会、長野市、飯山市、川中島町住民自治協議会、長野刑務所と協定を締結して、行政データの解析、講演会開催、講師派遣、体力測定会の開催を行っており、着実に事業を展開している。また、研究フィールドとしての地域が重要となることから、計画的に地域との連携事業を促進する。

V. 特記事項

1 IPE・IPW プログラム

1-1 IPW 論

IPW 論は、本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）及び看護学部看護学科から構成される 2 年次学生を対象とした両学部合同授業とした。講義の一部には、少人数グループを単位とした IPE に必要な知識を共に学び合う体験型のワークショップを取り入れた。

1-2 IPW 演習・方法論

本学保健科学部リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）看護学部看護学科から構成される 3 年次学生 156 人を対象とした。

IPW 演習は、「地域における保健医療福祉の場を想定し、専門職連携について事前学習、課題の設定、チームワークを意識しながらチームの目標に向かっていくプロセスを相互に学びあう」ことを目標としている。3 つの事例をペーパーペイシェントとして提示し、学生は IPW 論で得られた知識や臨地実習での経験をもとに、専門職の役割を意識しながらグループで担当事例のゴールを模索するという、実践的な演習科目である。

グループは、理学療法学専攻から 2～3 人、作業療法学専攻から 2～3 人、看護学科から 4～5 人で、1 グループが 8 人程度となるように構成し、全 21 グループとした。グループで、学生が職種の理解、どのように理解を促進するとよいのかについて事例から学び、問題の分析を行う機会となっている。

後半 IPW 方法論は、看護学部 77 名を対象に地域での暮らしと健康を支える訪問看護ステーションの事例をもとに、本人及び家族の願いのために専門職チームが目指す目標とより実践的な支援方法について学ぶ機会とした。地域の実践者を通して具体的に実際の事例を通してグループダイナミクスのプロセスを通してより望ましい専門職連携の在り方を学ぶ機会となった。

2 高校・大学連携事業

「長野保健医療大学と長野市立長野高等学校との連携に関する協定書」（協定締結日 令和 3 年 1 月 20 日）に基づき、令和 6 年度に続き、市立長野高校での探究活動（12 月時点での医療系大学・専門学校入学予定者対象）と本学の入学前教育（12 月時点での本学への入学予定者対象）を実施した。

(1) 探究活動

市立長野高校の特編授業期間中（令和7年12月上旬から令和8年1月下旬）に3クール実施され、本学教員が担当した。今年度は初めて学部の教員も加わり、第1クールを担当した。

第1クール：理学療法学分野【本学保健科学部リハビリテーション学科理学療法学専攻倉澤康之助教担当】

第1回目は、12月3日（水）に行われ、「研究結果を信じ切っているの？医療統計を知って真実がわかる医療者になろう！」をテーマに講義があった。科学的根拠に基づいた治療や研究ができる医療職になることで、より良いケアを提供できる、また、医療の発展につながるという説明があり、生徒は、研究の目的によって研究の方法を選ぶことを理解し、次にExcelを使ってデータの入力方法を学んだ。データの入力規則があること、テーブル機能を使うと効率的にデータの特徴をつかむことができることを学んだ。

第2回目は、12月11日（木）に行われ、アンケート集計の例題が出され、エクセルを用いて集計の方法を学んだ。生徒にはやや難しい部分もあったが、医療統計の実際に触れ、そこから何を読み取るかを実践できた。

第2クール：生理学分野【本学共通教養センター三井由香准教授担当】

第1回目は、12月16日（火）に行われ、生理学分野の講義を聴き、生きている理由（ことわり）や生きているとはどういうことか、どうして生物は生きていられるのか、について生徒は理解を深めた。最後に自分が興味を持った体内のメカニズムや現象等について調べるよう課題が出された。

第2回目は、12月23日（火）に行われ、前回出された課題について、生徒が興味を持った分野について探究した成果を発表した。発表内容は、自身の経験を踏まえて探究した自律神経失調症や冷え性、内臓の機能など、多岐にわたった。

第3クール：医療分野【本学地域保健医療研究センター齋藤直人教授担当】

第1回目は、令和8年1月15日（木）に行われ、「膝関節と股関節」をテーマに講義が行われた。整形外科と形成外科の違いから始まり、整形外科領域では腰痛を主訴とする患者が多いことに触れながら、整形外科では手術だけでなく保存的治療も重要であり、「整形外科」ともいえるとの説明があった。続いて、膝関節の構造と機能についての説明があり、代表的な疾患である変形性膝関節症の原因、症状、治療法について図や写真とともに詳細な解説があった。講義の最後に、次回は股関節をテーマとし、股関節の構造から疾病、治療法までを分担して探究し、その成果を発表するよう、指示が出された。

第2回目は、1月29日（木）に行われ、前回の講義を踏まえ股関節の構造から疾病、治療について一人ひとりが分担し発表を行った。生徒は、各自イラストなどを用い、骨の名前を含め股関節の構造や股関節に関わる疾病などについて自分の言葉で他の生徒が理解できるようわかりやすく解説を行った。

参加生徒は、第1クールから第3クールまで計6回の探究活動を通して、医療に関連した専門的内容について学んだ。進学の前学習として貴重な機会であったと思われる。いずれのクールにおいても担当教員から発表内容について評価コメントがあり、参加生徒の満足度は高く、進学に向け大きなモチベーションとなった。

(2) 入学前教育

本学の入学前教育は、12月時点での入学予定者を対象とし、基礎学力向上と円滑な高大接続を目的として令和8年2月14日(土)に第1回目、3月7日(土)に第2回目が実施され、長野市立長野高校教員と本学教員が担当した。

各講義とも、事前に送付された課題に取り組み、当日は解説を聞き、自分の答えを確認する形式をとった。

第1回入学前教育【国語：長野市立長野高校古岩井忠之教諭担当、英語：本学共通教養センター駒井健吾講師担当】

「国語」の事前課題は、語彙の問題（漢字の読み書き、四字熟語等）、「失敗」や「読書」をテーマとした文章読解問題、「心情把握」を中心とした小説読解問題で、担当講師から語彙の解説や読解問題の解説があった。

「英語」の事前課題は、ノーベル文学賞を受賞した韓国人作家の授賞式でのスピーチに関する英文での読解で、内容把握や語彙の確認などをペアワークやグループワークを通して行った。当日配布の課題もあり、これに取り組んだ後に解説があった。また、世界の言語についての紹介があった。

なお、講義とは別に、英語学習者がつまづく一因でもある過去分詞の用法についての解説と練習問題及びWHOの記事を読解しながら過去分詞に注目する自学用課題が第1回目に配布され、第2回目に提出後採点され4月に返却される予定である（本学共通教養センター奥村信彦教授担当）。

第2回入学前教育【数学物理：本学保健科学部リハビリテーション学科理学療法学専攻下田浩一講師担当、理科基礎：長野市立長野高校片岡めぐみ教諭担当、生物：本学共通教養センター三井由香准教授担当】

今年度は、初めて入学後に学部によって特に必要となる分野について集中的に講義を行うため、理科と数学に関しては、学部別に実施した。生物は、第1日目と同様に全員一緒に講義を受けた。

保健科学部入学予定者を対象とした「数学物理」の事前課題では、数学から三角関数や比の計算、物理から力学の分野が問題として出され、当日、物理ではテコ実験器を用いながら力学の問題解説が行われた。高校で物理を選択しなかった参加者からは、貴重な準備機会であったと感想が寄せられた。

看護学部入学予定者を対象とした「理科基礎」の事前課題は、化学の分野から原子量、分子量、式量、濃度等に関わる問題、物理の分野から力学に関する問題が出されていて、担当講師から解答を導く過程などについて丁寧な解説があった。

「生物」の事前課題は、ヒトの生物学についての復習で、主に細胞、核酸、血液、心臓、神経系の基礎について重要なポイントの解説があった。

いずれの回においても、講義の中では、ペアやグループでのディスカッションの場面もあり、入学前に高校での学習の復習ができたこと、大学の授業の一端に触れることができたこと、4月からの新たなクラスメートと事前に交流ができたこと等について大変前向きな感想が聞かれた。

3 附属機関における臨地実習

本学には、附属施設として、長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニック及び幼保連携型認定こども園である川中島こども園があり、関連施設として、社会福祉法人四徳健康会ケアハウス南長野、社会福祉法人四徳会グリーンヒル、特別養護老人ホーム・ショートステイ グリーンヒル篠ノ井中央館の3施設がある。

上記施設は本学の臨地実習の施設として利用している。

令和7年度は、保健科学部では、長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニックでの臨床評価実習（2年・3年）・臨床実習（4年）・地域理学療法実習（4年）において、臨床実習指導者の指導の下に、評価・治療計画・治療という一貫した治療行為、そのために必要な記録・報告を経験した。また、リハビリテーションの現場において、他職種との連携や地域の理学療法士の役割を理解し、そこで必要な技術や知識・評価・実施方法を学んだ。

看護学部では、関連3施設での早期体験実習（1年）において、保健医療福祉に共通する対人援助の基礎となるコミュニケーションに関する理論と方法及び態度を学んだ。また、基礎的な救急蘇生の実際について、必要な手技を修得した。

老年看護学実習（3年）においては、高齢者の生活の場を考慮し、地域の多様なケア施設、地域包括ケアに位置づけられる医療機関などを視野に入れ、認知症など慢性疾患を持つ高齢者を対象として、身体面・心理面・社会面からの健康状態を包括的にアセスメントする能力を養った。また、実践の場の特徴を理解し、多職種チームメンバーの一員として協働しながら、看護実践を行った。

また、川中島こども園では、小児看護学実習及び母性看護学実習（3年）を実施しており、発達段階のこどもや乳幼児の成長過程について学んでいる。